

令和 3 年

第 2 回美浜町議会定例会会議録

令和 3 年 6 月 8 日 開会

令和 3 年 6 月 22 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和３年第２回美浜町議会定例会会議録目次

６月８日（火曜日）第１号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第４号から議案第34号まで８件一括提案説明	3
散 会	7

６月９日（水曜日）第２号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	10
町政に対する一般質問	10
○８番 中須賀 敬議員	11
1 新型コロナウイルス感染症禍における学校の対応について	
(1) 感染状況の把握について	
(2) コロナ対応で特に気をつけていることは。	
2 小中学生１人１台のタブレット端末について	
(1) 現在の授業での活用方法は。	
(2) 今後の効果的な活用方法は。	
(3) 利用時の事故などに対する保険等について	
3 学校再編の進捗状況について	
(1) 河和南部小学校と河和小学校の統合に向けた児童、保護者、地域の方々の反応は。	
(2) 新しく見つかった問題点は。	
(3) 小中一貫校に向けての今後の進め方について	
○11番 大岩 靖議員	18
1 新型コロナウイルス感染予防に関する美浜町の対応は	
(1) ワクチン接種の進捗状況及び今後の予定について	
(2) ワクチン接種における問題点・改善策について	

2	コロナウイルス感染予防中での対応は	
(1)	年度内行事の執行について	
(2)	予算化してある行事の未執行対応は。	
(3)	コロナ禍における基金の使い道について	
○10番	荒井勝彦議員	2 4
1	美浜町の道路について	
(1)	セットバック部分の管理状況は。	
(2)	道路内に残る民地について	
(3)	維持管理について	
2	コロナ禍における子どもの貧困について	
(1)	就学援助の対象児童生徒数について	
(2)	小学生の体重について	
(3)	子どもの生活面でのわずかな変化について	
散 会		3 1

6月11日（金曜日）第3号

議事日程	3 3
会議に付した事件	3 3
会議に出欠席した議員	3 3
説明のため出席した者の職、氏名	3 3
職務のため出席した者の職、氏名	3 3
開議の宣告	3 4
町政に対する一般質問	3 4
○1番 山本辰見議員	3 5
1	新型コロナウイルス問題について
(1)	P C R検査補助金について
(2)	愛知県からの感染者情報の活用は。
2	教職員の多忙化解消問題について
(1)	美浜町の在校時間の把握方法は。
(2)	部活動縮減などの検討は。
3	小中学校のG I G Aスクールの取組みについて
(1)	I C T授業に補助員などを置く考えは。
(2)	タブレット端末を使ったオンライン授業の活用方法は。
(3)	タブレット端末の自宅での紛失や破損時の負担について
○3番 森川元晴議員	4 3
1	陸上競技場の施設利用について
(1)	ナショナルトレーニングセンターとは。
(2)	ナショナルトレーニングセンター誘致の経緯は。

(3) ナショナルトレーニングセンター誘致に伴う経済効果と受け入れ体制整備について	
(4) 現時点での大会等誘致、利用計画について	
2 企業誘致事業について	
3 小中一貫校の建設財源について	
4 自然災害に伴う避難誘導及び避難所開設について	
(1) 住民避難の誘導体制について	
(2) コロナ禍での感染防止等の体制について	
○ 7 番 大寄暁美議員	5 2
1 太陽光発電設備設置について	
(1) 地域住民等への説明について	
(2) 事業者等が遵守すべき事項について	
(3) 太陽光発電事業を規制する条例の制定について	
2 フードバンクについて	
(1) 生活が困難になってしまった方の状況について	
(2) 生活困窮者への食糧支援について	
(3) フードバンクを開設する考えはありますか。	
散 会	5 9

6月15日（火曜日）第4号

議事日程	6 1
会議に付した事件	6 1
会議に出欠席した議員	6 1
説明のため出席した者の職、氏名	6 1
職務のため出席した者の職、氏名	6 2
開議の宣告	6 2
議案第30号（質疑・討論・採決）	6 3
議案第31号（質疑・討論・採決）	6 3
議案第32号（質疑・委員会付託）	6 5
議案第33号（質疑・委員会付託）	6 5
議案第34号（質疑・委員会付託）	6 5
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	6 5
発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）	6 6
散 会	7 2

6月22日（火曜日）第5号

議事日程	7 3
会議に付した事件	7 3
会議に出欠席した議員	7 3

説明のため出席した者の職、氏名	7 3
職務のため出席した者の職、氏名	7 4
開議の宣告	7 4
議案第32号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 5
議案第33号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 6
議案第34号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 7
議員派遣の件	7 8
議会閉会中の継続調査事件について	7 8
閉 会	7 9

令和 3 年 6 月 8 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和3年6月8日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 令和2年度美浜町一般会計繰越明許費について

報告第5号 令和2年度美浜町一般会計事故繰越しについて

報告第6号 専決処分事項の報告について

議案第30号 事務用タブレット端末物品売買契約の締結について

議案第31号 財産の取得について

議案第32号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

議案第33号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	八谷充則君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	宮原佳伸君
教育部長	夏目勉君	総務課長	大松知彰君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	戸田典博君
防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	富谷佳宏君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	宮崎典人君

会計管理者 久 綱 勇 君
生涯学習課長 山 本 圭 介 君

学校教育課長 近 藤 淳 広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 谷 川 雅 啓 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和 3 年第 2 回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございます。

平年より 3 週間ほど早い梅雨の入りとなる中、6 月を迎えました。町内ではのどかな田園風景が広がり、衣替えをした中学生の爽やかな姿が拝見できる季節を迎えています。子供たちも様々なデザインのマスクをしっかりと着用して元気に登校する姿に日々活力をいただいております、そんな気持ちで毎日を過ごしています。

マスクを着用することが習慣化してきた今日この頃ではありますが、一方で相手の表情から、相手の気持ちをおもんばかることが難しくなっているのではないかと心配しています。教育の場において、児童生徒さんと先生との気持ちの交流に支障を来してはいないか。また、聴覚に障害のある方々は、相手の口の動きから言葉を読み取ることができなくて、日常の会話に支障を来しているとも聞き及んでいます。

コロナウイルス感染症の終息に向けた出口政策は、唯一ワクチン接種だと確信しています。希望される方々全てにワクチン接種が少しでも早く行われるよう、関係者一丸となってワクチン接種を進めていただきたい。そう強く願っています。

ワクチン接種に携わる関係者全ての皆様の御労苦に心から敬意を表するとともに、私たち議員も予防接種に直接関わることはできないものの、議会としてでき得る可能な後方支援策に全力を尽くしてまいりたい。そう考えています。議員各位の皆様には、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いをいたします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和 3 年第 2 回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には全員御出席いただきまして、まずもってお礼を申し上げます。

新年度の定例会を迎え、気持ちも新たに私ども執行部も議員の皆様に御理解いただけるような丁寧な説明と答弁を尽くし、努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症が収束せず、緊急事態宣言中ではございますが、ワクチン接種をはじめ、引き続き様々な対策を講じてまいります。長期間の戦いになるかと思いますが、議員の皆様共に一日も早くコロナ前の日常が取り戻せるよう町政への御協力をお願い申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、令和3年2月分、3月分及び4月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横田貴次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番 森川元晴議員、7番 大寄曉美議員を指名します。両議員よろしくお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（横田貴次君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの15日間と決定しました。

日程第3 報告第4号 令和2年度美浜町一般会計繰越明許費についてから

議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで8件一括提案説明

○議長（横田貴次君）

日程第3、報告第4号 令和2年度美浜町一般会計繰越明許費についてから議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上8件を一括議題とします。

以上8件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御報告、御提案申し上げますのは、報告第4号 令和2年度美浜町一般会計繰越明許費についてをはじめとして8件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第4号 令和2年度美浜町一般会計繰越明許費についてでございますが、令和2年度中に繰越明許事業としてお認めいただきました選挙管理委員会事務160万6,000円、新型コロナウイルス感染症に対応するための予防接種事業327万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億2,091万4,000円、運動公園整備事業を中心とした都市公園整備事業4億5,838万6,000円、野間小学校体育館のつり天井を撤去する体育館天井落下防止対策事業5,105万1,000円を令和3年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に御報告するものでございます。

次に、報告第5号 令和2年度美浜町一般会計事故繰越しについてでございますが、農業用施設維持修繕工事は、農業用水利用者との調整に時間を要し、年度内の工事完了が困難となったことにより874万1,800円を、道路維持修繕工事は、施工箇所の土質が軟弱で施工が困難であったために、工事が年度内に完了できなかったことにより827万1,740円を、道路新設改良単独事業は、道路建設に伴う建物等の移転が年度内に完了しなかったことにより1,151万5,250円を令和3年度に繰越しをいたしますので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、議会に御報告するものでございます。

次に、報告第6号 専決処分事項の報告についてでございますが、全国農業新聞購入代金について、平成17年9月から平成31年3月分まで、契約者でない方の口座から引き落としをしていたことが判明いたしました。

この件に関し、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として10万2,600円を町が支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について5月12日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に御報告申し上げます。

次に、議案第30号 事務用タブレット端末物品売買契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第31号 財産の取得についてでございますが、美浜町総合公園拡張事業について、去る5月13日付で美浜町総合公園拡張事業の土地売買仮契約書を締結いたしました。本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第32号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条においては、歳入歳出それぞれ3,261万7,000円を追加し、補正後の予算総額を78億8,254万9,000円とするものでございます。

次に、議案第33号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ194万7,000円を追加し、補正後の予算総額を18億6,009万6,000円とするものでございます。

次に、議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条において資本的支出を4,000万円増額し、補正後の予算額を4億373万5,000円とするものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第30号から議案第34号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（杉本康寿君）

それでは、議案第30号の事務用タブレット端末物品売買契約の締結についてを御説明いたします。

こちらにつきましては、去る令和3年5月26日に、指名業者7社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料1のとおり、株式会社大塚商会中部支店が2,189万7,600円で落札をいたしましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。消費税及び地方消費税218万9,760円を加えた2,408万7,360円で本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入の目的といたしましては、新しい働き方の様式及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総合公園体育館、学校給食センター及び各保育所などの出先機関を除く主事及び主査職員96名分の事務用の端末をタブレット端末に変更し、通常の事務用端末として使用するほか、無線LANが構築された会議室等へタブレットを携行できるよう整備し、業務の効率化を図るものでございます。

なお、納期につきましては、本年7月30日を予定しております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第31号 財産の取得について御説明いたします。

美浜町総合公園拡張事業で未買収でありました用地につきまして、お手元の資料2のとおり、5月13日付で土地売買仮契約書を締結いたしました。本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

土地の所在につきましては、北方字十二谷77番1外14筆で、面積は、合計で1万69.03平方メートルでございます。

契約の金額及び契約の相手方につきましては、御覧のとおりでございます。

位置につきましては、資料の最終ページを御覧ください。

以前より御説明申し上げました土地に課題のある土地を含む場所でございます。取得後の整備計画につきましては、本年1月20日の行政報告会で御報告いたしましたとおり、現地形を生かした展望広場、芝生広場等を計画しております。

本契約締結後は、速やかに登記を完了し、7月末に支払いをするものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○総務課長（大松知彰君）

次に、議案第32号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、2目人事管理費では、人事管理事業において職員のメンタルヘルス研修委託料を、4目財政管理費の財務会計運営事業においては、財務会計システムの運用に必要な印刷機の購入費を、6目財産管理費の庁舎管理事業では、役場庁舎の修繕が増加したことによる修繕料を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、システム改修のための介護保険特別会計繰出金を、2項

児童福祉費、1目児童福祉総務費の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業において、ひとり親世帯や低所得の子育て世帯に対する給付金支給のための事務経費や給付金を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費のごみ減量化事業では、不足した指定ごみ袋の作製委託料を、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費の水産業振興事業では、県補助金の増額による海苔養殖食害防止対策事業補助金の増を、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備事業では、奥田小学校の給食リフト改修工事費を計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業費補助金と事務費補助金を、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金においては、ひとり親世帯に係る子育て世帯生活支援特別給付金支給事務費補助金を、4目農林水産業費県補助金においては、増額の内示があった漁村活性化総合対策事業補助金を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、今予算の財源不足分の繰入金を、21款諸収入、4項雑入、3目雑入では、指定ごみ袋売却代金と職員研修のための市町村職員共済組合講座助成金を計上いたしました。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第33号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の34、35ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において194万7,000円を増額計上いたしました。これは法改正された利用者負担割合、高額介護サービス費及び補足給付に対応するための介護保険システム改修に係る費用でございます。

次に、歳入を御説明いたします。32、33ページを御覧ください。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金においては、歳出で計上しました介護保険システム改修費用194万7,000円を一般会計より繰り入れるため、増額計上いたしました。

議案第33号の説明は、以上でございます。

○水道課長（宮崎典人君）

次に、議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の美浜町水道事業会計補正予算書及び予算説明書の15ページを御覧ください。

支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費においては、県費補助金の追加交付に伴い、町道奥田河和線の中白沢地内において耐震管の布設工事を行うものでございます。

なお、収入においては、県費補助金の内示額が当初予算の範囲内であることから増額はございません。

議案第34号の説明は、以上でございます。

○議長（横田貴次君）

報告第4号 令和2年度美浜町一般会計繰越明許費についてから、議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）までの説明が終わりました。

○議長（横田貴次君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日 6 月 9 日は午前 9 時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前 9 時 28 分 散会〕

令和 3 年 6 月 9 日（水曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 3 年 6 月 9 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	山 本 辰 見 君	3 番	森 川 元 晴 君
4 番	石 田 秀 夫 君	5 番	杉 浦 剛 君
6 番	廣 澤 毅 君	7 番	大 寄 暁 美 君
8 番	中須賀 敬 君	9 番	横 田 貴 次 君
10 番	荒 井 勝 彦 君	11 番	大 岩 靖 君
12 番	横 田 全 博 君	13 番	野 田 増 男 君
14 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 本日の欠席議員（1 名）

2 番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（24 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て課長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	富 谷 佳 宏 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	宮 崎 典 人 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
学 校 教 育 課 指 導 主 事	竹 内 稔 博 君	生 涯 学 習 課 長	山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	谷 川 雅 啓 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和 3 年美浜町議会第 2 回定例会 2 日目を迎えました。昨日に引き続き、関係者の御出席いただきましてありがとうございます。

そしてまた、一般質問の傍聴にお越しになられた皆様にも心から感謝を申し上げたいと思います。何とぞ厳しい目で議会運営を見守っていただき、お手元のアンケートにて御意見、御要望などたくさんお聞かせいただけると幸いに存じます。

現在、愛知県では、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されています。昨年の定例会を振り返りますと、一般質問では、書面通告やコロナウイルス感染症に関する内容に絞り込み実施するなど、感染状況を鑑みながら行われてきた経緯があります。その際、町民の皆様から賛否様々な御意見をいただきました。本定例会は、議会として感染症予防対策を確実に実施させていただく中、通常どおり一般質問を執り行うことに決しましたので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

また、日程に関しまして、明日実施されるワクチン接種を円滑に行うための配慮として、本日 1 日先送りをさせていただき、若干、変更させていただいております。本日、傍聴にお越しになられた皆様には、日程の変更、また会場における検温、消毒や傍聴席の着席制限など、何かと御不便をおかけいたしますが、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

2 番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありました。

また、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には6名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様においては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、8番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。

チャレンジMIHAMA、中須賀敬でございます。

我々町議会議員も、4年の任期のうち、ちょうど2年を過ぎ折り返しを過ぎました。美浜町のあしたのために少しでも住民の皆様の声を行政に届けるため全力を尽くさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、大きな1番、新型コロナウイルス感染症禍における学校の対応についてでございます。

従来株に比べ、若年層への感染力が強い可能性のある変異株の割合が上昇し、変異株への置き換わりが非常に進んでおります。

そこで、（1）町内小中学校の児童生徒、職員などのこれまでの感染状況をどのように把握しておりますか。

（2）町内小中学校のコロナ対応で、特に気をつけていることは何かありますか。

大きな2番です。小中学生1人1台のタブレット端末についてお尋ねします。

昨年度の国のGIGAスクール構想により、各学校の校内高速通信ネットワークの整備と全小中学校の児童生徒に1人1台タブレット端末を配備いたしました。各学校における利用状況をお聞かせください。

（1）現在、どのような授業で活用しているか具体的にお示しください。

（2）今後、効果的な活用方法などがあればお聞かせください。

（3）タブレット端末の利用時に発生する事故などに対する保険等については、どのように考えていますか、お答えください。

そして、大きな3番、学校再編の進捗状況についてお尋ねします。

小中学校の再編計画について、まずは学校再編の第1弾として、河和南部小学校と河和小学校との統合を令和4年4月統合で進めております。

（1）児童はもちろんですが、保護者、地域の方々の反応は、現状いかがでしょうか。

（2）進めていく上で何か新しく見つかった問題点等はございますでしょうか。

（3）学校再編の将来像である小中一貫校に向けて、どのように進めていく予定ですか。

以上で、私の壇上での質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

クールビズで皆様にそろえてということで、今日は、ちょっと1回目、早かったかね。来週からだそうですね。来週じゃない、2日後の。久しぶりにこういう形で、やっぱり軽いですね。ひとつよろしくをお願いします。

では、中須賀敬議員の御質問にお答えいたします。

私からは、新型コロナウイルス感染症禍における学校の対応についての御質問の1点目、感染状況の把握についてをお答えし、2点目以降の御質問は教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症禍における学校の対応についての御質問の1点目、感染状況の把握についてでございますが、町内小中学校の児童生徒及び教職員の感染状況については、本町の小中学校では、幸いにしてこれまで一人も感染者が出ておりません。これは学校での毎日の先生方の指導、また児童生徒一人一人の意識、そして、それぞれの家庭における日々の感染予防対策が徹底されている結果だと受け止めており、深く感謝をしております。

以上で、私の壇上の答弁を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、御質問の2点目、コロナ対応で特に気をつけていることはについてでございますが、学校における基本的な感染予防対策である手洗い、3密回避、マスク着用の徹底は、当初より常に指導し、現在も続けております。その中でも特に気をつけていることは、密を避けるということでございます。学校規模にもよりますが、朝会や集会の中止、卒業式・入学式の参加者の制限、行事の精選、授業の形の工夫など、全ての教育活動において密をつくらない工夫をしております。

次に、小中学生1人1台タブレット端末についての御質問の1点目、現在の授業での活用方法についてはでございますが、タブレット端末については幅広く全ての教科の授業で使用しておりますが、使うことで教育効果が高くなる、また授業の質が向上するという場合に活用しております。具体的には、調べ学習で何か調べたいときにすぐ手元の端末で調べられる。理科の授業で写真を撮ってそれを詳しく観察する。道德の授業では、自分の考えをタブレット端末で入力し、クラス全員の意見をすぐに集計し共有することができる。体育の授業では、走っている動画を撮影し、それを見ながらフォームをチェックするなど、各学校現場において学習効果を検証しながら活用しております。ただ、タブレット端末による授業が全てにおいて万能であるとは考えておりません。従来どおりの授業の進め方、タブレットを使わないほうが有効である場合は、当然、従来どおりのやり方で授業を進めております。

次に、御質問の2点目、今後の効果的な活用方法についてはでございますが、デジタル教科書や電子黒板の活用も含め、効果的な活用は様々ございます。一例を挙げますと、教材提示というものが今後一層効果的に使っていけるかと思えます。教材提示は、今までですと、黒板に紙を貼ったりポスターを見せたりしかできなかったことが、手元の端末に示したい資料を大きく鮮明に示すことができます。また、教師がタブレットカメラで撮影したものを大型モニターに投影したり、児童生徒のタブレット端末に送ったりすることも簡単にできます。

次に、御質問の3点目、利用時の事故などに対する保険等についてでございますが、タブレット端末の保険については、今年度はメーカー保証対象期間になっておりますが、来年度以降については、新たに保険に加入するか、もしくは故障時等に備えて修繕費を予算計上するなど、対策を講じる必要があると考えております。

次に、学校再編の進捗状況についての御質問の1点目、河和南部小学校と河和小学校の統合に向けた児童、保護者、地域の方々の反応についてはでございますが、これまでの説明会やアンケートの書面回答などにより、学

校再編について皆さん大変御理解をいただいております、その後は特に新たな御意見等はいただいております。

次に、御質問の2点目、新しく見つかった問題点についてはでございますが、特に大きな問題点はございません。ただし、今年度予定していました河和南部小学校と河和小学校の児童同士の事前交流は、緊急事態宣言発出に伴う新型コロナウイルス感染予防対策のため、合同のプール授業や遠足などが中止になってしまいました。従来であれば、観劇会や縄跳び大会などでの交流事業も考えられますが、今の段階では計画できておりません。

次に、御質問の3点目、小中一貫校に向けての今後の進め方についてでございますが、今は河和南部小学校と河和小学校との統合についてしっかりと進めていくことが第一だと考えております。しかし、これと並行して、学校再編の次の段階として、将来的な小中一貫校の計画についても検討していかなければなりません。子供たちにとって望ましい教育環境や学校の適正規模、適正配置を考えていく上で、保護者をはじめ町民の皆様の御意見を踏まえ、社会情勢や教育現場の実情、町の財政事情等を検証しながら総合的に判断する必要があると考えております。

今年度は、保護者代表、区長代表、住民代表らで構成します美浜町学校再編検討委員会での議論と併せて、各小中学校に出向き、PTA委員の皆様やその他保護者の皆様を対象に、学校教育の現状と課題の整理、そして今後についての話合いの機会を持ちたいと考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

では、順番に1つずつ再質問をさせていただきます。

まず、最初のコロナ禍における学校対応についてで、答弁の中に行事の精選という言葉がありました。子供たちが一番楽しみにしているだろう修学旅行とか遠足、あるいは運動会とか、そういうことのことなのかと思いますが、修学旅行や林間学校など、特に宿泊行事についてどのように考えているか、具体的にお答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

行事の精選についてということでございます。特に修学旅行や林間学校など宿泊行事についてどう考えているかということでございました。

まず、小学校についてでございます。小学校は、実は今月、修学旅行を予定しておりました。緊急事態宣言発出におきまして秋に延期ということで、臨時の校長会を開催いたしまして、小学校の修学旅行は11月に延期を予定しております。なお、行き先は奈良方面ということで予定をしております。また、キャンプ、野外教育活動についてでございます。こちらにつきましては、当初より秋に今年度実施しようということで、9月に豊田市のほうの旭高原自然の家を予定しております。

続きまして、中学校でございます。中学校につきましては、河和中学校につきましては、5月に予定した修学旅行を9月、行き先は近隣県を予定しております。野間中学校については、これも延期となりまして、日程、それから行き先について現在調整中でございます。それから、中学校の野外教育活動でございます。こちらにつきましても今月実施の予定をしておりましたが、河和中学校は7月に、野間中学校は11月に、いずれも岐阜県の郡上八幡を予定しております。

議員もおっしゃられましたとおり、学校行事の中でもこれらの宿泊行事というのは、子供たちはとても楽しみにしている行事の一つでございます。実施に向けて児童生徒の安全をまず第一に考えて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

そうですね、詳しい説明をありがとうございます。

去年は、学校の休校などいろいろ大変なことがありましたが、今年は中長期的な休校は今までございませんでした。最近になって、沖縄県の県立学校を対象に、県から休校の指示が出たと聞いております。今後、万が一ですけれども、そのようなことが愛知県、あるいはこの美浜町でそういう事態が発生して指示が来た場合の対応は、現在どのように検討されておりますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

臨時休校でございます。本町も全国の自治体と同じように、3月から5月まで3か月間、臨時休校ということを経験してまいりました。新型コロナウイルスの感染につきましては、収束と流行、これらを繰り返す傾向が予想されております。学校においては、地域の感染レベルの状況、これらに応じて柔軟に対応しながら、可能な限り教育活動を継続していくということを私たちは希望しているものでございます。

本町としましては、国、文部科学省が示す新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、これに基づきましてしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問ありますか。

○8番（中須賀 敬君）

では、続きまして、小中学生の1人1台タブレット端末についての再質問をさせていただきます。

様々な授業で活用されているとのことでしたが、教材の作成や授業での活用方法などは学校単位で考えているのか、個人の先生の自分の思いでそういうことをつくるのか、あるいは全町的に教科の先生が集まってやるのか、その辺はいかがになっておりますでしょうか。

○学校教育課指導主事（竹内稔博君）

原則、授業する先生が御自身の授業研究、教材研究の一環として活用方法を毎日一生懸命考えております。ただ、全部をお任せするのではなくて、フォローアップとして、こちら側も先生方への研修は継続してフォローしております。研修は大きく2つ、タブレットを使うという研修と授業づくりにタブレットを生かす研修、2つあります。タブレットを使う研修は、ICT支援員を講師にして、各校数回ずつ既に行っておりますし、今後必要に応じて継続的に行ってまいります。授業づくりにタブレットを生かす研修につきましては、町全体として教職員で構成しているICT活用部会で活用アイデアを研究したものを各校に還元したり、夏休みには町全体で約9割の教員が参加をしますが、教職員研修を計画したりしております。

今年に入りまして4月、5月、2か月過ぎましたが、各校、夕方の職員室でタブレット活用についての話題がとても多く上がっています。先生方、前向きにとっても気持ちよく活用のアイデアを話し合ったり、実際に活用したりしているのが現状でございます。

○8番（中須賀 敬君）

今の説明でお分かりになる方もお見えになると思うのですが、ICT、ICT支援員、ICT活用部会というような単語が出てきております。そのICTの意味も含めて、住民の方にも分かるように、丁寧にちょっと教えてください。お願いします。

○学校教育課指導主事（竹内稔博君）

ICT、これは最近の言葉です。その前はITという言葉がありました。ITは、インフォメーションテクノロジー、情報技術だけだったんですね。それが、これからの教育に大事だよというところで、ICT、情報コミュニケーション技術、コミュニケーションを大事にしていこうねという今の教育に資するために、ICTがこの

ように入ってまいりました。

I C T活用部会については、この端末は道具なのです、いわゆる文房具なのです。I C Tを使ったらいい授業じゃないのです。I C Tを使ってよい授業をする、質の高い授業をする、これを私たちは狙っております。全ての教員が目指しております。そのために、では、どうやって授業に使うのか、この文房具をというところで、授業研究を本当に熱心に重ねておるのがI C T活用部会。あとI C T支援員につきましては、課長いいですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

I C T支援員でございます。I C Tは、今指導主事が申し上げたとおり、情報通信技術というインフォメーションコミュニケーションテクノロジーでございます。I C T支援員でございますが、これは、情報教育アドバイザーと言いまして、学校の先生がパソコンとかタブレット端末について、なかなか今まで活用していないものですから、そういったことを専門的にサポートする、支援をする民間の方をお願いしております、情報教育アドバイザー、またの名をI C T支援員と言っております。

○議長（横田貴次君）

中須賀議員、再質問ありますか。

○8番（中須賀 敬君）

次に、教材提示という言葉が出てまいりました。学習の可視化としてとても重要だと思いますが、大型モニターは各学校にどの程度用意されていますか、お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

G I G Aスクール構想、これは、各学校に高速の通信ネットワークを整備することと1人1台端末を整備することで行いました。本町としましては、1人1台端末のほかに、今までも各教室に電子黒板というのがあったわけですが、全ての教室にあったわけではございません。このG I G Aスクールを機に、全ての小中学校の普通教室に大型モニター、電子黒板となるとすごく高性能で高価なものになりますが、教室に児童生徒に一度に投影する大型モニターというものがありますので、そういったものを全ての普通教室、これは特別支援学級も含めた全ての普通教室に設置をしてございます。したがいまして、今回のG I G Aスクール構想では、高速通信ネットワークの整備と1人1台端末の整備と大型モニターというのを全ての普通教室に整備をしてございます。これは、端末をいろいろなクラスが一度に使うと不具合が生じたりすることを防ぐために、ネットワークの整備も同時にしたということでございます。

○議長（横田貴次君）

中須賀議員、再質問ありますか。

○8番（中須賀 敬君）

では、済みません。今、出てきた大型モニターや高速通信ネットワークなどを含めた新たな活用事例や検討していることはありますか。具体的にお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

タブレット1人1台以外に大型モニターと通信ネットワークも整備したが、新たな活用事例とか新たなこととはということでございます。

大きく3点ございます。

まず1点目は、児童生徒の活用でございます。これは、特別支援学級は各学校にあります。例年、この時期に8校、全ての特別支援学級の児童生徒が集まって自己紹介を含めた交流会をしておりました。コロナ禍でございまして、今年度、実施ができないなということでございましたが、このタブレット端末、また大型モニターを使

ってオンラインの交流会をやってみようということで、実は昨日、これは8校一同ではなくて、西部、東部分かれて、布土小学校、河和小学校、河和南部小学校、河和中学校の4校と西部の4校、4校ずつ2つのグループに分かれて、特別支援学級のオンラインの交流会、これをやってみました。これも事前に8校の先生方がそれぞれ2つのグループに分かれて実証実験をしながら、昨日は児童生徒の交流会を実施ができました。これがまず活用事例の1点目。

それから、先生方の活用でございます。先生方もやはり緊急事態宣言発令中にいろいろな会議が中止になっております。先日も教頭会で8校の教頭先生と、教育委員会では教育長も挨拶していただきましたが、オンラインで結びまして、教頭会をオンラインで実施いたしました。また、先ほど指導主事からもありましたICT活用部会、これは、あえてICTと言わせていただきますが、こういったタブレット、GIGAスクールの整備は昨年度で一応終わって、これからは活用のことが重要になってきます。そういったことの活用をしっかりと考えるICT部会の会議もなかなか集まらないので、せっかくだからオンラインを使って会議をやろうということで、ICT部会もオンラインでそういった打合せ等もやっております。これが2点目でございます。

3点目でございます。今後の活用の検討、今も検討中でございますが、私たち教育委員会の大きな事業で英語教育というのがございます。しっかりと英語教育は小学校からやって、中学校になるとパートナーシップもありますシンガポール共和国との相互交流、夏休みに中学生が行く。そして、秋に中学生を迎え入れるという相互交流をこれまでもしていましたが、やはりこれもコロナでなかなか実施できません。これは昨年度も実施できませんでした。今年は何とか、行き来はできないけれども、オンラインでできないかということで、シンガポールのニースン中学校の先生と私どもの担当者、それから、今、国際交流員として来ていただいているシェンさんも入っていただきまして、何とかZoomとかそういったものを使ってオンラインの国際交流をできないかということで、今年度、中学生同士のオンライン国際交流というのを検討しておるところでございます。

○8番（中須賀 敬君）

先ほども教育部長の答弁の中にありましたが、続きまして、タブレット端末の故障時の対応について、重ねて確認させていただきます。

他市町の状況も含めて、よく新聞にも記事で出ておりますが、遠くのことはいいですので、近隣の市町のこともひっくるめて、もう一度確認をお願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

タブレット端末の故障時の対応についてでございますが、これは、本当に私どもも含めて、近隣、全国の自治体で今悩みどころでございます。本当はGIGAスクール構想、タブレット1人1台は、令和5年まで4年かけてしっかりとゆっくりと順序立てて整備をしていく予定でございました。これは、これまでも議場の中でも説明させていただいておりますが、それがちょうどコロナと重なって、昨年度、令和2年度にやっていたということで、急にいろいろなことが決まっていまして、急に補正予算を組んだり準備をしてまいりました。学校現場も非常に混乱をしておりまして、そういった保証についてのことがまだまだ遅れております。私どもも近隣の市町に確認しましたところ、これは様々でございました。今、答弁申し上げました保険の加入をして対応する、もしくは有事に備えてそういった修繕費等を予算計上していくという様々でございましたので、私ども、しっかりと近隣の事情、またこういった県の中でもそういった横の連携を情報共有する会議がございますので、そういったところでしっかりと情報共有して、保護者の皆さんに負担をかけないような対応を私どもとしては考えていきたいと思っています。

○8番（中須賀 敬君）

今、課長のお言葉の最後にもありましたが、子供たちにとっては高価なタブレットではありますが、わざとじゃなく、つい落したりぶつけたりということは十分考えられます。金額的な部分も、児童生徒本人、あるいは御父兄の方の気持ち的にも御負担にならないように、ぜひいろいろと御検討いただきたいと思います。

では、学校再編の進捗状況についての再質問ですが、児童、保護者、地域の方々についてはおおむね御理解をいただいております、特に大きな問題点についても、今のところは見当たらないとのことでしたが、声を上げにくい方、こんなことを思っても言葉にできない方もいるかと思います。ぜひ丁寧な対応をしていただくようによりしくお願いいたします。また、コロナ禍ではありますが、何か工夫して事前交流を進めていくことはできませんか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

何とかコロナ禍の中でも工夫して事前交流できないかという御質問でございました。

今回、河和南部小学校と河和小学校と学校再編の中で、私たちは大きく3つの約束をさせていただいております。1つ目は、スクールバスでございます。しっかりと河和南部小学校に現在通っていて、河和南部地区にお住まいの児童全員スクールバス2台ということで送迎をさせていただくということ。それから、いきなり統合ではなくて、事前に児童が交流できるような場をつくってほしいということ。それから、児童ばかりではなくて、保護者も不満に思っている親御さんはたくさんお見えになりますので、保護者の事前交流などもお願いしたいということがございました。

特にプールとか遠足とか、そういったものから事前交流ということで、河和小学校と河和南部小学校の児童の交流を進める予定をしておりましたが、先ほど答弁でもありましたように、プールについては、授業そのものが本町、やっぱり密にすごくなりやすいので、昨年同様、プールの授業は、今年はこのままの状況が続けば中止。劇的に回復をしていけば、また再考させていただきますが、現在中止をさせていただいております。

工夫して何かということでございます。これは、まだ構想の前段階ですが、先ほど私、お答えさせていただいたように、オンラインで特別支援学級の子供たちが既に交流を始めております。できればタブレット端末や大型モニターを使った交流を、なかなか直接会えることができないにしても、オンラインで子供たちの相互交流ができればいいかなということをこれから両校の先生方と打合せをしていきたいと考えております。

また、保護者についてでございます。昨年も河和南部小学校の保護者を対象に、河和小学校の見学会というのを実施させていただきました。これは、町の、今現在保有しているマイクロバスをスクールバスと同じ想定コースを見立てて、保護者の方にも乗っていただいて、細かい危険箇所のチェックをしていただきました。そういったことを今年度もコロナが落ち着いた暁には考えておりますし、できれば保護者だけの見学会ではなくて、親子見学会みたいなことも秋ぐらいにできればいいかなということを現在考えております。

○8番（中須賀 敬君）

最初の質問で、町長より御回答いただきましたが、昨年度の長期3か月における休校時より、美浜町において、児童生徒、職員の方々皆様も含めて、今日これまで全く感染者を出していないという現実、現場の先生、職員の皆様の御努力、生徒児童の皆様の頑張り、そして親御さんをはじめ御家族の御苦勞に対し、改めてお礼を申し上げて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席に戻ってください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のための休憩を取りたいと思います。再開を9時55分とします。よろしくお願いいたします。

〔午前9時39分 休憩〕

〔午前9時55分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

2年ぶりにこの席に立たせていただきました。また新たな気持ちで議員をスタートしていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

今、コロナワクチンの接種に関しまして、やっと美浜町でも動き始めました。今、思えば、4月末にこの新型コロナウイルスのワクチン予防接種に向けて町で初めての、4月の末でしたがシミュレーションを行うということで、各議員の多くの皆様にも出席していただき、町民目線でそのシミュレーションに参加していただきました。確かに我々議員というのは、町民の皆様から、今どういう状況なのかということをよく耳にします。そのときにそれぞればらばらの意見を言っていたようでは、町民の方になかなか伝わることもできません。やはり同じ目線で我々が体験して、どのような接種方法をしていくのかということを確認していただいたというのは、すごい皆さんにとってもよかったと思います。

今回、私は、今一番皆様方が気になっているこの新型コロナウイルスのワクチンの接種方法、そして、今後の展望について、町の対応を何度も繰り返し質問していきます。町民の方々から、説明不足だ、私は聞いてなかったということが言われないう、質問内容の中では聞いた部分もあるとは思いますが、何度も繰り返していきますので、よろしく御理解していただき、行政サイドの答弁もしっかり対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

大きな1番、新型コロナウイルス感染予防に関する美浜町の対応は。

（1）ワクチン接種の進捗状況及び今後の予定についてお聞きます。

（2）ワクチン接種における問題点、改善策などをお聞きます。

大きな2番、コロナウイルス感染予防中での対応についてお聞きます。

（1）年度内行事の執行について、これは各行政区が区長の判断に任せるのかということをお聞きしたいと思います。

（2）予算化してある行事について、未執行の場合の対応についてお聞きます。

（3）コロナ禍における基金の使い道、特に特別職、議員報酬の削減などの積立て分も含んで説明を求めます。

以上、壇上での質問を終わります。町民の皆様にも分かりやすい答弁を期待していますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

大岩靖議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染予防に関する美浜町の対応はの御質問の1点目です。

ワクチン接種の進捗状況及び今後の予定についてでございますが、進捗状況は、65歳以上の高齢者7,160名に接種券を郵送し、6月7日時点において5,947名の方に予約をいただき、予約割合は高齢者の83.1%となっております。接種状況については、6月5日までに2,061名が第1回目の接種を済ませ、高齢者の28.8%が終了しております。また、今後の予定につきましては、高齢者へのワクチンの供給時期及び配分量に見通しが立ち、接種を計画的に進め、7月下旬に高齢者への接種を終了する予定でございます。16歳以上の方は、国からの指示により順次接種を開始する予定であります。

次に、御質問の2点目、ワクチン接種における問題点、改善策についてでございますが、独り暮らしの高齢者の方等で接種の希望をしているが予約の仕方が分からず、お困りの方がいないかを案じられるところでございます。そのため、民生委員の協力により、予約をしていない方へのお声かけ、予約の支援を実施しております。また、75歳以上のワクチン接種の予約受付を4月12日に開始をしましたが、国からのワクチンの配分量が少なく、予約受付可能人数も限られ、1日のみの予約となりました。この予約時には電話回線が少なくつながりにくかったために、住民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。5月18日の予約再開時には、混雑解消のため、年齢順に4つに区分し受付期間を分けるとともに、電話回線の増設及びインターネット予約を開始、予約時の混雑解消に努めております。

次に、新型コロナウイルス感染予防中での対応はの御質問の1点目、年度内行事の執行についてでございますが、本町の方針は、庁舎内で組織する新型コロナウイルス感染症対策本部で協議をし、対応を決定しております。今回の緊急事態宣言期間の会議、イベント等の開催については、基本的に中止または延期とし、会議についても書面会議に変更をしていき、やむを得ず開催する場合は、感染対策を徹底して行うことに決定をさせていただきました。この対応結果を各区長に通知し、行政区の運営判断の参考にさせていただいております。また、区長会終了後には、各行政区の対応について情報の共有も実施しております。今後も引き続き、町民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に考え、3密を避け、人と人の距離の確保、マスクの着用、消毒の徹底などの基本的な感染防止対策の徹底をお願いしてまいります。

次に、御質問の2点目、予算化してある行事について未執行の場合の対応はについてでございますが、今年度も前年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な行事が中止、あるいは縮小または延期となっておりますが、令和3年度予算で予算化された行事の中止が確定した場合、補正予算において減額予算の審議をお願いすることになります。また、減額された予算については、必要に応じ感染症対策や新しい生活様式に対応する事業に活用することも検討してまいります。

次に、御質問の3点目、コロナ禍における基金の使い道についてでございますが、昨年度、私及び議員の皆様への報酬の一部や職員、一般住民からの御寄附などにより、新型コロナウイルス感染症等対策基金に433万3,000円を積み立てることができました。今年度も新型コロナウイルス感染症が収束する見通しが立たないために、この基金を活用し、町民の皆様へのコロナ対策に活用することを検討してまいります。年度当初は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の対象事業をまず先行して着手し、今後新たに必要となる感染症対策事業にこの基金を充当する予定でございますので、よろしくまたお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○11番（大岩 靖君）

それでは、ただいまの答弁に対しまして、随時、再質問させていただきます。

まず、先ほどの答弁の中で、今後のワクチンの供給量の確認ができ次第、接種受付再開後のように、例えば今回の場合、82歳以上でたしか町民に案内を先に出しましたよね。というのが、最初、先ほど町長の答弁の中で、75歳以上を対象に出して電話回線も増設したのですが、初日、大変混雑してなかなかつながらなかったというのを踏まえて、供給量が確定した時点で、例えばワクチンの入ってくる数が確定した時点で、現在、美浜町に何歳以上が何人見えるということで、その方たちが100%接種できる人数を把握できるわけですから、それに関しまして、今回、82歳以上の対応をしたというのをお聞きしました。そのように、年代別に通知をする、出す予定ですかということをやまずお聞きしたい。これは、何度も繰り返して聞きますが、そういう年代別で出すのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○健康・子育て課長（下村充功君）

今の大岩議員の接種受付再開後のように、年代別に通知を出しますかということなのですがけれども、まず、65歳以上の方は、先ほどから答弁で申し上げていますように、国からの供給量が確定してまいりましたので、まず82歳以上、次に75歳から81歳、その次に70歳から74歳、最後に65歳から69歳の4つに区分させていただきます、予約受付をさせていただきます。

それで、今お話があった64歳以下の方につきましては、まず60歳から64歳の方、あと高齢者施設等の従事者、あと基礎疾患のある方というのが高齢者の次の接種の対象者となってまいります。まず、この人たちに優先順位がありますので、この人たちへ接種をして、その後、59歳以下の方が対象となってまいります。59歳以下の方につきましても、前回同様、年齢を区分して、混乱を避けるために順次受付をしてまいりたいと考えております。

○11番（大岩 靖君）

今、年代別で順次考えている。実は今朝、テレビのニュース等でも聞いておるのですが、最近、ほかの自治体、県内も含めまして、10代の接種についていろいろ議論をされるようになってまいりました。例えば、これは京都府なのですが、すごく小さい自治体で、世帯数が900ちょっとのところなのですが、割とワクチン接種がスムーズにいった若い方にもということで、今、全国の各自治体はファイザー製のワクチンを使用していると思います。今、モデルナという名前も出てきますが、モデルナは大規模接種会場とそれから企業向けということで、一般の自治体にはファイザーを使われるということを聞きますが、たまたまその自治体では、ファイザー製のワクチンの供給が早く回ったということで、厚労省の発表ですと、12歳以上から接種は大丈夫だということをファイザーからお聞きしておるということで、その地域が、例えば12歳以上ということをやったたら、すごい批判とか非難が殺到したと。これにつきまして、愛知県内の自治体でも、例えば高校生向けに先に接種したほうがいいのではないかといろいろな意見が今出てきております。

ただ、今言われたように、年代別にワクチン接種、もちろんそれが一番間違いなく混乱も避けるのは分かっているのですが、美浜町にとって、10代の接種については、今どのように現時点では考えてみえるか、それだけちょっとお聞きしたいなと思います。

○健康・子育て課長（下村充功君）

今の10代の方への接種についての御質問なのですがけれども、私も、先ほど大岩議員がおっしゃられたとおり、そういう話題を全国ニュース等で耳にはしておるのですがけれども、今の現時点では、10代の方に優先ということ

11番 (大岩 靖君)

[illegible][illegible]

.....

.....

.....

– 21 –

接種において、いろいろ我々多くの議員が参加したときにいろいろな問題点が出ました。動線をどうやって歩いていったらいいのかとか。いろいろそのときに町のほうの対応を聞きましたら、専門家にも入っていただいて、動線、人の流れを一応検証するというので、さすがだなと思いました。我々が気がつかないところ、例えばですけども、75歳以上を対象に案内状を出すと。高齢者はまず総合体育館で接種するのなら入ってくる場所を、入ってくると、まずトイレへ行くだろうと。正直言ってそこは気がつきませんでした。トイレへ行って、それから接種しに行くだろうと。だから、入り口を当初の南口の広いところから東に持っていったと。なるほどなど。

そういういろいろな問題点があるのを見ても、やっぱり我々も分からないということで、当初の第1回目の接種を終わった後にいろいろそういう改善点とか問題点が出てきたと思いますが、それがあつたのかちょっとお聞きしたいなと思います。今、今後の接種会場も含めまして、今後の対応含めて、そういう改善点等が、今分かっている時点で結構ですので、ちょっと教えていただきたい。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまの接種会場における改善点ということなのですが、当初、私どもも200人から300人の集団接種の予定を実施しておりました。ただ、皆様御存じのとおり、7月までに高齢者の接種を完了することということで、そういったお話が国から参りまして、接種会場の集団接種の人数も300名程度だったものを480名まで引き上げております。そんな中で、これまで従来と同様の方法では無理があるということで、まず外受付等を改善させていただきまして、中の受付、あと予診票の確認等も人数等を増員させていただき、あと接種、注射を打っていただく看護師さんも、4ブースでやっていたものを5ブースに拡大させていただいて、人数が増えた分、スムーズに動くように改善を常にしておりますというのが現状となっております。

○11番（大岩 靖君）

.....
.....
.....
.....
.....

○副町長（八谷充則君）

.....
.....
.....
.....
.....

○11番（大岩 靖君）

.....
.....
.....
.....

では、美浜町が今、いろいろ接種を、ワクチンの供給量も安定してきているようですけれども、例えばワクチン接種でキャンセルが出た場合の対応を、またその優先順位はどのように取られているかちょっとお聞きしたい

と思います。

○健康・子育て課長（下村充功君）

当日のワクチン接種のキャンセルが出た場合の対応についてなのですが、現在は、接種会場に従事していただいておりますシルバー人材センターの方にキャンセルが出た際に接種をお願いしております。キャンセルにつきましてはほとんどないのですが、やはり高齢者の方ですので、急遽入院してしまったということで、直前のキャンセルが何件ありました。その際には、これまでシルバー人材センターの皆様に打っていただいたのですが、人数も僅かになってまいりましたので、次に私どもとして考えておりますのが、先月の5月25日付で、愛知県からも新型コロナワクチンの弾力的な接種の運用ということで通知が発出されました。その中において、キャンセル対応につきましては、高齢者施設等の従事者、障害者施設の従事者及び利用者、保育施設及び児童養護施設の従事者、幼稚園の教職員ということで県から出ております。

県もこちらに基づいてワクチン接種のキャンセル分については進めておりますので、私どもの本町といたしましても、高齢者施設等の従事者、あと保育所の職員にキャンセルが出た場合は接種する予定で考えております。

○11番（大岩 靖君）

今の優先順位、分かりやすく説明していただきました。特に今の感染リスクの高い業種なり、それに就かれています従事者なり、やっぱり優先順位をきちっと決めていただいて、町民の方にも納得していただけるような方向でやっていただければ一番いいかなと思っております。

このワクチン接種につきましては、何とかこれで、最初はいろいろな課題とか問題も出てきましたが、ワクチンの供給量も少しずつ増えているようではありますし、先週でしたか、たまたま私、この役場へ来たときに、初めてファイザー製のワクチンの搬入を、その現場を見させていただきました。ワクチンのサイズなんて本当に5センチメートルぐらいで、1ケースなんて本当に高さ5センチメートルぐらいで、それが30センチメートル角ぐらいですか。そこまでないぐらいの箱なのですかね。その中にワクチンが入っておるのですが、その箱を入れる入れ物というのが50センチメートル以上の四角い段ボールに全てがドライアイスに囲まれて、真ん中に何か温度計まで置かれて、マイナス70度近くでないといけないということで、それを開封したら、すぐマイナス70度の保冷庫に入れるという。さすがにこれだけ嚴重にやっぱり入れられるのだなと。逆に言うと、それだけ大事なワクチンを無駄なく、やっぱり一人でも多くの町民の方に接種していただきたいと思いますので、今以上の改善点も含めまして、今後とも接種に向けて対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

大きな2問目の質問で、新型コロナウイルス感染症対策本部の構成、また近隣自治体との連携はあるのかをちょっとお聞きしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○健康・子育て課長（下村充功君）

今の御質問の構成につきましては、町長をはじめ町の幹部職員のほうで構成させていただいております。また、近隣市町村との連携ということなのですが、大きくそれぞれで本部としての連携というのはありませんけれども、私ども担当課のほうではお互いの市町村と連携は取らせていただいております。

○11番（大岩 靖君）

それでは、次に、コロナ禍の予算で行事が未執行であった場合、補正予算において、減額予算の審議をして、必要に応じて感染症対策や新しい生活様式に対応する事業に活用と答弁の中で言われましたが、具体的にどのようなことを検討しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（大松知彰君）

現在、緊急事態宣言が発出されている状況でございますが、この新型コロナウイルスの感染症対策というものは、ウイルスの解明がされていくに従って、時とともに変化していくものだと考えております。当初は、基本的な手指の消毒ですとかマスクの装着が言われておりましたが、もちろん今でも大切ではありますが、それ以外に、特に最近では、密を防ぐような部屋の換気がより重要視されてきていると認識しております。これは、先ほど中須賀議員からも言及があったように、ウイルス自体が当初のものから変異株に置き換わっていると、感染能力が増強されていると、若年層も感染のリスクが高まっているという状況にありますので、部屋の換気を適切に行わなければクラスターが発生してしまうリスクがあるということが言われてきておりますので、公共施設等の感染防止対策もその状況に応じて不断の見直しが必要であると考えております。

しかしながら、一方で、ワクチン接種がこれまでよりも想定以上のスピードで進んできた場合は、状況が一変する可能性もあると考えております。したがって、今後は、これまでのような感染防止対策を中心とした施策を重点的に行っていくべきか、あるいは、現在、企画課で行われておりますサテライトオフィス等の企業誘致事業といったようなコロナ後を見据えた施策を重点的に行うべきかどうか、それを感染者の動向を見ながら検討していく必要があると考えております。

○11番（大岩 靖君）

本当にこのコロナ禍では、今後の見通しというのはなかなかつきにくいところではありますが、やはりこれを何とか乗り越えて、今言われたように、しっかりした対応を取って次の事業につなげていただけるとありがたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席に戻ってください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、いま一度、換気のための休憩を取りたいと思います。10時45分から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔午前10時31分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

皆さん、こんにちは。

チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

今回、私、大きな質問を2つさせていただきますが、あれもこれもとって考えておりましたので、少々ボリュームが多くなりました。ゆえに、少し早口になるかもしれませんが、どうぞ御勘弁を願います。さらにお答えをいただく執行部の皆様におかれましても、簡便にお答えをいただけるとありがたいと思います。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただいております一般質問通告書に基づいて順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、美浜町の道路についてお伺いをいたします。

今回の質問では、道路法第3条に定義する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、とりわけ地域住民の生活に密着したこの町道についてお伺いをさせていただきます。

1つ目です。建築基準法第42条第2項に規定しているみなし道路、幅員が1.8メートル以上4メートル未満の道路、これについては、道路中心線より2メートル後退した位置を道路境界線とみなし、後退した部分は、自己所有であっても建築物及び工作物を設置することや駐車スペースとしても利用することができません。これをセットバックとこのように言いますが、近年、ようやく一般の方の中にも認識されてきたものだと思います。このセットバックした部分は、自治体によって取扱い方が違うようではありますが、本町において、この管理はどのように行っておりますでしょうか。

2つ目です。次に、道路内に残る民地、私有地でございますが、これについてお伺いをいたします。

この道路内民地は、主に戦後の高度経済成長期の道路建設で生じたもののようですが、当時、既に所有名義人が死亡していたり、相続等によりその権利関係が複雑になったりと、先送りすれば先送りするほど、その解決は困難になってまいります。今日の一針があしたの十針になると、こういうことも言われております。

そこで、以下2点についてお伺いをいたします。

町道として利用している道路敷地内に残る民地の数、これは分かれば結構ですけれども、把握していますでしょうか、お答えをお願いします。

2つ目です。道路内民地であると判明した時点で、どのような対応を行っておりますでしょうか。

3つ目に、道路の質問の最後でございますが、維持管理についてお伺いをいたします。

近年、異常気象の影響か、豪雨災害が目立つようになってきたと感じております。昨年7月19日に本町河和地内で発生した土砂崩れ現場でも、先月の23日まで復旧工事を行ってまいりました。このように、土砂の崩壊等により町道の通行が困難になった場合には、それらを排除する手段としてはどのように行っているのでしょうか。また、当該土砂流出元、流れてきちゃった側ですけれども、土地の所有者が特定できる場合には、所有権に基づく物権的な請求権の一つに、ちょっと言葉はきついですが、妨害排除請求というものがある、その費用を当該土地所有者に求めることができるそうですが、本町でもこの請求というのは行っているのでしょうか。

次に、これは、かつて何度も一般質問で取り上げられている内容でございますが、町道にはみ出している竹木については、所有者に撤去を請求しているのでしょうか、お答えをお願いします。

次に、大きな質問ですが、コロナ禍における子供の貧困についてお伺いをいたします。

先行きが見えず、国難とも言えるべきコロナ禍において、特に収入が減少してしまったひとり親世帯の子供たちの生活状況が大変気にかかります。

そこで、このような生活困窮者の現況についてお伺いをいたします。

1つ目です。一連の新型コロナウイルス感染症が国内でも蔓延し始めてから現在に至るまで、就学援助の対象児童数、生徒数に変化はあったでしょうか。

2つ目です。学校給食がない期間と重なる夏休みや夏休み明けに小学生の体重が減少した、こういう傾向はあったでしょうか。小学生というのは成長期でありますので、どんどん体重が増えていくのが当たり前だそうです。年頃の女性や何かダイエットするのとは違って、増えていくのが当たり前だというときに減少してしまったという傾向が本町では見られたでしょうか。

次に、なかなか表面に現れにくい子供たちの貧困問題ですが、とりわけ学校において、子供たちの生活面での僅かな変化、これをどのように酌み取っておみえでしょうか。

以上で、私の壇上での質問を終わります。明確なる御回答をお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

荒井勝彦議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、美浜町の道路についてをお答えし、コロナ禍における子供の貧困については、教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、美浜町の道路についての御質問の１点目です。

セッバック部分の管理状況はについてでございますが、建築基準法では、建築物を新築する場合、原則として敷地が幅員４メートル以上の道路に接していなければならないと規定をされております。なお、既成市街地等で多く見られる幅員４メートルに満たない道路につきましては、道路中心線から２メートルの位置まで敷地をセッバックすることで建築基準法上の道路とみなされ、建築物を新築することができます。市街化区域内で通り抜け可能な町道で一定の要件に該当する土地につきましては、美浜町建築行為等に係る後退用地指導要綱の規定に基づき取得をしております。取得した用地は、道路として町が管理することになりますが、それ以外の個人所有地につきましては、自己の責任においての管理となります。

次に、御質問の２点目、道路内に残る民地についてでございますが、町道だけの数は把握しておりませんが、国道、県道等を含めた現況道路内にある民地の数につきましては、土地課税台帳により１,１１６筆と把握しております。また、近年において道路内民地が判明しますのは、個人の方が御自身の敷地を測量した場合が多く、個々の事情に応じて町のほうで分筆及び買収または無償借地などの対応を行っております。

次に、御質問の３点目です。維持管理についてでございますが、土砂の崩落等により町道の通行が困難になった場合、まずは町で道路を通行止めにするなど、２次被害を防止する措置を取っております。次に、その崩落した土地の所有者を確認し、民地であれば所有者へ連絡をし、今後の対応について相談をいたします。その中で、崩落が小規模ですぐに土地所有者が対応できるものは撤去のお願いをしておりますが、民地であっても崩落の規模が大きいなど、通行止めによる周辺住民の方への影響が大きい場合には、土地所有者の承諾の下に町で対応することもございます。また、町道にはみ出している竹木については、緊急な対応が必要な場合を除き、土地所有者へ撤去の依頼をしているほか、平常時は「広報みはま」にて樹木の管理をお願いしているところでございます。

以上で、あとは担当に答弁させます。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、コロナ禍における子供の貧困についての御質問の１点目、就学援助の対象児童生徒数についてでございますが、令和元年度と令和２年度の比較をしてみますと、小学校では、令和元年度７４人、令和２年度６５人で９人の減少、また中学校では、令和元年度４６人、令和２年度４８人で２人の増加でございました。この２か年での大きな変化は特に見られておりません。

次に、御質問の２点目、小学生の体重についてでございますが、各小学校、各学年の体重の推移の確認、また養護教諭への聞き取りを行いました。本町では、成長期の子供たちの体重が減少するという傾向は見られておりません。

次に、御質問の３点目、子供の生活面での僅かな変化についてでございますが、各学校において、朝の立哨、

挨拶運動、朝の会での健康観察、授業中において、担任の先生、校長先生、養護教諭、スクールカウンセラーなど複数の目でしっかり見ております。また、教員同士が情報共有を密にし、子供たちの僅かな変化についても見逃さないように常に見守っているところでございます。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、道路のセットバックの件でございますが、先ほど美浜町建築行為等に係る後退用地指導要綱、この規定に基づきセットバック部分を取得していると、こういう御答弁をいただきましたが、この取得方法について、具体的に教えていただきたいと思います。

○都市整備課長（平野和紀君）

取得について、内容について御説明いたします。

まず、取得というのは、町が買収で買い取る方法と寄附により取得する方法、2種類ございます。

○10番（荒井勝彦君）

分かりました。

セットバックについて、もう一つ、お尋ねをさせていただきます。

セットバックしてでも建築物、建物はセットバックをしたところから控えて建っているわけですが、これが工事の完了後に全て建物が建てて引渡しが終わった、その後に、従前の敷地境界線いっぱいのところ、今まで自分の土地だったところいっばいにブロック塀やフェンスを設置してしまう方も、残念ながら、若干名ですが、お見えになるようですが、こういった場合の対処方法として町ではどのように行っておるのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

完了検査が終わった後に、ブロック等を設置した場合の管理についてですが、一応、新築に附属する例えばブロック塀とかフェンス、あとは生け垣等は、たとえ自己所有地であっても設置することはできません。明確にこれは建築基準法の違反の建築物となります。そのような事例が当然あった場合は、所有者に対して、愛知県と連携を取りながら適切な管理を指導していただくようにするものでございます。

○10番（荒井勝彦君）

この指導はやっぱり徹底していただきたい。残念なことに、私、建築に関して40年以上携わっておりますが、以前はちょこちょこありましたので、今後はそういうことがないように指導していただきたいと思います。

それでは、道路内民地の件に関しまして、再度、お伺いをいたします。

町のほうで分筆及び買収または無償借地等の対応をさせていただくとの御答弁をいただきました。それぞれどのような場合でございましょうか、お答えをお願いします。

○建設課長（茶谷昇司君）

どのような場合に買収となるのか、無償借地となるのかということでございますが、まず、買収となりますのは、道路が狭くなることで周辺住民の方の通行に大きな影響を与えることが想定される場合でございまして、こちらにつきましては、町の土地価格調整会議という会議の中で価格を決定いたしまして、その価格で買取りをお願いさせていただいております。

次に、無償借地になるのはということでございますが、こちら、単純に土地所有者の意向という場合もござい

ますが、あとは課税のタイミングに分筆、所有権移転などの登記が間に合わない場合に、まず無償借地という形を取らせていただきまして、課税のほうを非課税なり税金のかからないようにさせてもらう措置を取っております。それと、あと隣地の方の関係で、境界が確定できずに分筆登記ができないという場合もございます。そういった場合に無償借地という方法で対応をさせていただいております。

○10番（荒井勝彦君）

それで道路内民地、先ほど課税という言葉が少し出ましたけれども、そもそもこの道路内の民地というのは固定資産税は非課税扱いになっていると思いますが、もしかして何らかの理由で、理由は分かりませんが、何かの理由で課税をされてしまっていること、こういうことが判明した場合には、どのように対処しておりますでしょうか。

○税務課長（小島康資君）

議員の言われるとおり、道路内民地については非課税扱いとなっております。また、道路内民地において課税している筆はないと考えておりますが、仮にそのようなことが判明した場合には、法に基づいて還付させていただく手続きを取りますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

恐らくそういうことはないと思いますが、全国を見ますと、いろいろな問題が生じてきておるようでございますので、その都度、その都度、適正なる対応をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、維持管理の件についてお尋ねをいたします。

近年、本町内でも太陽光パネルの設置が目立つようになってまいりました。ほとんどの方が適正な管理をされていると思いますが、たまたま斜面に設置した太陽光パネルが大雨の影響でその土台ごと崩れ落ちてしまっていて通行に影響を与えたことが、数年前ですけれども、ございました。これは造成工事に少々無理があるなど私は個人的には見ておりましたけれども、このような場合には、本町ではどんな対応をしていくのでしょうか、お答えをお願いします。

○建設課長（茶谷昇司君）

こういった違法な造成工事などが原因で起こりました場合は、当然、原因者の負担によって復旧、土砂撤去、あとのり面の対策工事をやっていただくこととなっております。ただし、そちらの崩壊した場所が近隣住民や多くの方が通行する道路であった場合につきましては、早急な復旧が必要になってまいりますので、そういった場合は工事を町で行って、費用を原因者に請求するという形もございます。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、道路にはみ出している竹木、草もそうですけれども、これについて再度お尋ねをいたします。

私、何回か電力会社が所有する電線の、恐らくこれは保守のためだと思うのですが、高所作業車で民地から伸びている竹木を伐採している現場を見たことがあります。本町としてそのとき、なかなか個人ではできないことですので、同時に行動をするようなこういう手だてはないのでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

町のほうで草刈りや枝払い等も工事で発注等はやっておるのですが、こちら側、発注をいたしますのは、道路の交通量等を鑑みまして発注等をさせていただいております。町道というと、全て町の管理になってくるわけですが、あと赤線と言われる認定外道路も町の管理物件ということにはなってまいりますが、そちら全てを町で伐採等、皆さんの通行ができるような管理をするというのは到底不可能でございます。そういった場合に地元の

人たちがかなり協力をさせていただいて、毎年、草刈り、枝払い等をやっていただいております。感謝しております。そちらについては、今後も地元の皆さんにはまた御協力をお願いしたいと考えております。

それで、トーエネックさんが枝払いをやっているついでと言ってはなんですけれども、共同で町もできないかということでございますが、先ほども言った町で費用をかけて伐採するのが交通量の多いところと考えておりますので、トーエネックさんがやられている箇所全てを一緒にやるということはなかなか難しいのですが、やれるところがありましたら共同でやっていくように今検討しているところでございます。よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

ぜひとも、今後、検討していただきたいと思います。

この道路の管理についての最後に、もう一度、お尋ねをいたします。

本町の新浦戸地内において、恐らくこれは大型車両の通行によって生じたと思われる路面が波を打ってしまっておるところがございます。その部分は、工事現場の仮設の鉄板で覆う仮補修がなされておりますが、これはかなりの期間設置したままで、先行きが見えないと近隣の住民の方から伺っておりますが、これは、根本的にはどんな解決策を考えておりますでしょうか、お答えを願います。

○議長（横田貴次君）

特定する企業名には十分御配慮いただきながら答弁をお願いしたいと思います。

○建設課長（茶谷昇司君）

道路の舗装がガタガタになっているという、壊されてしまったということに対してですが、こちらも先ほどの不法にのり面が壊れた場合の対応と同じように、原則としましては、原因者に復旧していただくということになります。原因が町の排水等に穴が開いて地下が空洞になっていたとか、そういった場合であれば別ではございます。こちら、原因者が復旧する場合でございますけれども、承認工事という工事がございまして、町に申請をしていただいて原因者のほうで工事を発注していただくという方法と、あとまた先ほどののり面と同じように、近隣住民の方に影響が大きい場合には町で早急に復旧工事を行って、費用を原因者に請求するということもございます。

先ほど言われた新浦戸地内の鉄板の敷いてある箇所でございますが、水道管を入れ替える工事を予定されておりましたので、ちょっと復旧が遅くなっておりますけれども、今年度、水道管の入替え工事を行いますので、それに合わせて復旧工事を行う予定でございます。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、道路に関する質問のほうはこれで終わらせていただきます。

次に、コロナ禍における子供の貧困について、再度、お尋ねをいたします。

先ほど子供の生活面での僅かな変化を見いだす行動として、いろいろ挙げていただきました。その中で朝の会での健康観察ということを行っているということを伺いましたけれども、私初めてこういう文言を伺いましたので、これについて具体的にどのようなことをされておるのですか。それだけ教えてください。

○学校教育課指導主事（竹内稔博君）

朝の会の健康観察ですが、小中学校とも1時間目の前に朝の会、もしくは朝のSTというものを行っております。例えば低学年は、担任の先生が一人ずつ児童の名前を呼び、「はい、元気です」と返事をさせるなどを通して、一人一人の健康状態や表情をつぶさに観察しております。高学年や中学生の場合は、保健委員や係の生徒が中心になって健康観察を進めるのですが、担任も一緒になって児童生徒の健康や表情をチェックしています。表情がつかれない、体調が優れない児童生徒には、担任は声をかけたり、注意して様子を見たり、きめ細かいケア

を行っております。そういったものでございます。

○10番（荒井勝彦君）

本当にきめ細かく一人一人の子供たちに先生方が向き合って細かく観察していただいていると。私ども一般の人がそこら辺で集団登校をしている子供たちを見かけても、なかなかそこまでは分かりませんので、今後ともぜひ子供たちの本当の僅かな変化をそうやって見いだす努力は続けていっていただきたいと思います。

先ほど来、私の質問が子供の貧困問題として主に子供たちの学校生活における変化をお尋ねしてまいりましたが、先日、テレビのニュースで、2020年度の生活保護受給世帯が、前年比で2.3%増加したと報道されておりました。増加したのは2009年のリーマンショック以来11年ぶりだそうです。本町において、子育て中の生活保護受給世帯、本当に困っている方がお見えになるとすれば、この増減はあったのでしょうか。また、厚生部全体、福祉の面から見ての変化だとか、あるいは取り組んでいること、これからのことも含めて、そういうものがあればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（横田貴次君）

通告から少し遠のいてはいますけれども、お答えできるようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの御質問でございますが、生活保護の世帯に関しましては、子育て世帯ではございませんが、コロナ禍においては、コロナだけが原因ではございませんが、令和2年度には1件増えております。

あと、子供の貧困に対する支援でございますが、こちらについては、美浜町では令和元年度から愛知県の事業として子どもの学習・生活支援事業というものが始まっております。子供の居場所の充実の取組、そちらと、居場所を兼ねて学習の支援をするということになります。その対象は、小学生、中学生、高校生になっております。愛知県から委託を受けた事業所が美浜町内の施設を利用して毎週2回、学習の支援を実施しております。令和2年度は4名が支援を受け、令和3年度は6名の支援が決定しておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

貧困に関して、ちょっと範囲が広くなり過ぎて申し訳ありませんでした。まだ、これは、令和3年度の6月議会の補正に上がっている低所得の子育て世帯に対する給付金というのも出ていたと思いますが、これはまだ議決もされておられませんけれども、その辺ところ、もう少し分かる範囲でお答えできますか、どうでしょうか。できませんか。

○議長（横田貴次君）

ちょっとお待ちください。

荒井議員、せっかくの御質問でありますけれども、予算可決前の御質問ということで、却下させていただきます。

○10番（荒井勝彦君）

恐らく議長から止められるのではないかなと思っておりました。でも、せっかく出ておりましたので、こういうこともあるんだと、頑張ってみんなでこの地域の子供たちを守っていきましょうという気持ちに私は変わりありませんので。

少々時間は残りましたが、これで私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席に戻ってください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（横田貴次君）

これをもちまして、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日6月10日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、明日6月10日を休会することに決定しました。

あさって6月11日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時17分 散会〕

令和 3 年 6 月 11 日（金曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 3 年 6 月 11 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	山 本 辰 見 君	2 番	鈴 木 美代子 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	廣 澤 毅 君
7 番	大 寄 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（24 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産業建設部長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て課	下 村 充 功 君	環 境 課 長	富 谷 佳 宏 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	宮 崎 典 人 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学校教育課長	近 藤 淳 広 君
学 校 教 育 課 指 導 主 事	竹 内 稔 博 君	生涯学習課長	山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	谷 川 雅 啓 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和3年美浜町議会第2回定例会3日目を迎えました。一昨日、9日に引き続き、関係各位の御出席に感謝申し上げます。

また、一般質問の傍聴にお越しになられた皆様にも心から感謝を申し上げたいと思います。何とぞ厳しい目で議会運営を見守っていただき、お手元のアンケートに御意見、御要望などをお聞かせいただけると幸いに存じます。

一昨日の一般質問にて学校運営に関する質問がありました。新型コロナウイルス感染症の影響で議会として町内小中学校を訪問する機会も自粛を余儀なくされています。今、小学校4年生の国語の授業では、サッカーの試合を映すテレビ中継の手法を取り上げ、アップとルーズで伝えるをテーマに学んでいるようです。国語の教科書にこのようなカラーの写真で映し出されているのですが、会場の様子を広く捉え、伝えることをルーズで伝える、ゴールの瞬間などを選手を大きく映し伝えることをアップで伝えると言うそうです。友達に何かを伝えたいとき、ある部分を細かく伝えるアップと、広い範囲の様子を伝えるルーズを使ってより分かりやすく気持ちを相手に届けましょうというものだそうです。

本日、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、昨年制作した記念ポロシャツを皆さんで着用しています。シンガポール共和国ホストタウンとして国際交流事業の実現を願ったものであります。東京オリンピック・パラリンピックで活躍する選手の姿をアップとルーズを駆使したテレビ中継で子供たちと一緒に観戦できる日を心待ちにすると同時に、本日の一般質問においても、アップとルーズを駆使して学びを深めている子供たちにも分かりやすく伝えることができるような一般質問となりますことを心から祈念しています。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には6名の議員より質問の通告をいただいております。本日は、そのうち3名の一般質問を行います。

通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つける発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、1番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔1番 山本辰見君 登席〕

○1番（山本辰見君）

おはようございます。1番、日本共産党議員団の山本辰見です。

議長より発言の許可をいただきましたので、事前に提出してあります一般質問通告書に基づき、順次質問いたします。町当局の皆さんには、分かりやすい丁寧な答弁をお願いいたします。

今日は3つの課題について取り上げましたけれども、1つは新型コロナウイルス問題でございます。

新型コロナウイルスの変異株の発生により、愛知県においても4月下旬より急激な感染拡大が起き、現在緊急事態宣言が発令されております。高齢者施設の利用者や従業員に対し、PCR検査を町としても補助金の制定も含めて積極的に受けられるように準備してほしい。また、愛知県とも連絡を取り合い、こうした社会的検査を高齢者施設だけではなく、医療機関、保育園、学校等にも広げることが求められます。

1点目は、町内施設からクラスターを発生させないため、町内の高齢者施設の利用者や職員など、優先するのは職員ですが、これを対象に積極的にPCR検査を実施する必要があります。

そこで、PCR検査を実施する施設に対して補助金を実施する考えはないでしょうか。

2点目は、愛知県からの感染者の情報は、県からは多分保健所からだと思いますが、性別と年代だけで、どこで感染したのか、感染経路などは全く分かりません。最近、特に若い年代の方の感染者が増えているように感じます。

そこで、愛知県に対して一定の情報公開をさせて、その後の町としての対応策を打ち出せないでしょうか。この情報を町民の皆さんに開放することは無理だというのは十分理解できます。しかし、町としての注意喚起の推奨など、対策を立てるためには絶対必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2点目の大きな課題です。

教員の多忙化解消問題についてであります。以前にも取り上げましたが、この4月から改正給特法、教職員給与特別措置法が改正になり、教員の時間外勤務を、時間外勤務というか、校舎にいない時間です。先生方は残業という扱いはしませんけれども、月45時間、年360時間を上限とするよう業務の見直しを進めることになりました。具体的にお聞きます。

1点目は、在校時間を正確に把握するためには、自己申告で印鑑を押すのではなくて、客観的な機器の導入が必要であります。郡内の東浦町では、先生たちにタイムカードが導入されております。この現状に学び、美浜町ではどのような準備をしているのでしょうか。

2点目です。常滑市では、この教員の多忙化解消問題に関し、今年1月に保護者向けに2つの文書を発表しました。内容はあえて紹介しませんが、部活動の縮減などについての問題であります。この常滑の取組等を把握しておりますでしょうか。そして美浜町でこの流れを参考にぜひこの多忙化問題、いわゆる特に部活の問題について実施・検討をしませんでしょうか。

3点目は、小中学校のGIGAスクールの取組についてであります。

小中学校の児童生徒にタブレット端末がこの2年度の最後に届けられました。ICT教育が強化されます。先生方の負担も増えるのではないかと心配していますが、この補助員とか支援員などの特別の手当では考えていませんでしょうか。

2点目は、緊急事態宣言が愛知県にも適用され、6月20日まで延長されましたけれども、このタブレットを使ったオンライン授業などにどのように活用しているのでしょうか。現在は自宅へ持ち帰る仕組みは取っていないようですけれども、いずれそういう機会もあると思います。とりわけ児童生徒が機材を自宅に持ち帰ることがあるとした場合、紛失あるいは破損した場合の負担についてどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

壇上での質問は以上でございます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、山本辰見議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、新型コロナウイルス問題についてをお答えし、教職員の多忙化解消問題についてと小中学校のGIGAスクールの取組については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いします。

初めに、新型コロナウイルス問題についての御質問の1点目、PCR検査補助金についてでございますが、高齢者施設職員に対するPCR検査は、国からの要請を受けて愛知県が既に集中的検査を実施しております。そのため、現時点ではPCR検査に対する補助金の考えはございません。

次に、御質問の2点目、愛知県からの感染者情報の活用はについてでございますが、愛知県からの感染者情報は、感染者のプライバシー保護のため、性別及び年代のみであって、感染経路は本町に知らされておりません。感染経路は感染対策を考える上で有用と考えておりますが、現時点では感染経路の把握ができないために、町民の皆様に対する注意喚起につきましては、愛知県が発出しております愛知県まん延防止等重点措置の周知に努めておるところでございます。

以上で、壇上での私の答弁を終わらせていただきます。

〔降 壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、教職員の多忙化解消問題についての御質問の1点目、美浜町の在校時間の把握方法はについてでございますが、本町におきましても、国の示す公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に基づき、教育職員が在校している時間をICTの活用やタイムカード等により客観的に計測できるよう、本年度中に整備する予定でございます。現在、各学校に導入されています既存のシステムでの対応について、システム導入業者に確認を行っておりますので、その結果を踏まえて整備を進めていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、部活動縮減などの検討はについてでございますが、常滑市と同様に本町におきましても、教員の多忙化解消に向けた部活動等の見直しを行っております。中学校においては、美浜町立小中学校部活動指導ガイドラインにより活動を行っております。小学校においては、児童数の減少、教員の多忙化解消の両面を踏まえ、校長会での検討・見直しの結果、本年度より町内全ての小学校での部活動を廃止しております。

次に、小中学校のGIGAスクールの取組についての御質問の1点目、ICT授業に補助員などを置く考えはについてでございますが、これまでも各小中学校でのICT教育を進めていく中で、民間の情報教育アドバイザーを活用していますが、本年度は1人1台タブレット端末導入に併せて、GIGAスクール推進サポーターとしてICT支援員を増員し、各小中学校の授業の中での先生のサポート対応を実施してまいります。

次に、御質問の2点目、タブレット端末を使ったオンライン授業の活用方法とは御質問の3点目、タブレット端末の自宅での紛失や破損時の負担については、関連がございますので、併せてお答えいたします。

本町では、昨年11月の臨時会におきまして美浜町小中学校学習用端末等機器物品売買契約の締結を行い、昨年度中に1人1台タブレット端末を整備し、本年度より各種授業にて活用しているところでございます。現状においては、昨年度のような長期にわたる学校の臨時休業を実施する場合を除き、タブレット端末の活用に関しては原則校内のみの活用とし、自宅への持ち帰りは想定しておりません。ただし、学校内におけるオンライン授業としましては、オンライン朝会、オンライン進路説明会、河和中学校の入学式、学校保健委員会などでは活用ができております。

また、今後、自宅での紛失や破損が生じた場合につきましては、近隣市町の対応方法等も参考に、状況に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○1番（山本辰見君）

それでは、順次項目について補充の質問をさせていただきたいと思います。

コロナの問題、高齢者の施設職員等への補助金をやる考えはないということでしたけれども、実態は、別に町内のということに限りません。県内でどの程度の高齢者の施設の方々にPCR検査が行き渡っているのか、まず確認したいと思います。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

愛知県が高齢者施設等職員に行っているPCR検査の実態はとの御質問でございます。

高齢者施設等の職員の検査につきましては、国の基本的対処方針に基づきまして、特定都道府県、緊急事態宣言の対象区域であるとか、緊急事態措置区域であるとか、そういった区域と管内の保健所設置市に国から要請がありまして検査の集中的実施計画を策定し、その検査を実施しているところでございます。

愛知県及び保健所設置市である名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市が実施した高齢者施設等職員のPCR検査の実態でございますが、今年3月は、県内の3,228施設のうち、検査を希望した施設が約54%、1,736施設でございまして、5万5,430人が受検をし、5名の陽性者を確認して速やかな対応につなげております。

また、本県が緊急事態措置の対象地域となった5月12日から6月末にかけて、同様に2回目の検査を実施しております。県内の3,244の施設のうち、5月19日時点で検査を希望した施設は約43%、1,399の施設でございまして、10名の陽性者を確認しております。

なお、3月の検査は、愛知県のホームページ、そして今行っている現在実施中の検査は、厚生労働省のホームページに公表しておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

私がこの問題をどうしても取り上げたかったのは、実は今、美浜町では80人近い方が感染したとなっているわけですが、幸いといえますか、美浜町からではクラスターの発生はないと感じております。ただどこでというのは出ていませんから詳しくはありませんが、実はちょうど3週間ほど前の中日新聞に、これは5月22日で

すけれども、クラスターの半数が高齢者施設だと、これは5月1日から21日ぐらいの3週間のうち、23件あったけれども、そのうちの半数以上、12件が高齢者施設だと。

クラスターというのはこういう規定があるらしいです。愛知県では1か所で10人以上のつながりのある感染者が出た場合をクラスターとしているということで、細かい数字は省きますが、そういう形では何としても美浜町内から、近くには南知多とくつついた施設等もありますけれども、そういうところから絶対クラスターを発生させないという立場でこの問題を取り上げました。

もう一つ、県としては、国としては、この高齢者施設の職員に対しては、補助金が出て、関係者はほとんど負担なしで受けられるようにお聞きしていますが、この仕組みについてまた説明してください。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

御心配のとおり、高齢者施設の入所者の方々は重症化リスクが非常に高いです。そのために県もPCR検査を行いまして早期に陽性者を発見することで施設内感染を予防して、新たなクラスターの発生を防ぐという目的でこの検査を実施しています。ですから、本町も県とともに高齢者施設に対しましては積極的に検査のことをお願いしていくという考えであります。

それから、先ほどのPCR検査費用の件でございますけれども、感染拡大地域における高齢者施設等の検査は行政検査の対象となりますので、全額公費負担となります。ですから受検者の負担はございません。こちらは2分の1を感染症予防事業費等負担金で国が負担をしまして、県が残りの2分の1を負担しますが、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によりまして、県負担額を算定基礎として全額交付の限度額に算定される仕組みとなりますので、国が持つことになります。

○1番（山本辰見君）

再確認ですが、例えば美浜町にある、行政検査と言われたので、何か制限があってここは受けられる、ここは受けられないという制限はあるもののでしょうか、申請に対して。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

行政検査の対象者というのは決まっておりますが、まず、新型コロナウイルス感染症の患者さん、それから感染症の無症状病原体保有者の方、そして感染症の疑似症患者、こちらは症状はあるけれども、発熱だとか、味覚障害だとか、そういった症状があってコロナに感染しているかもしれないとドクターが判断した場合というような患者さんになります。それから濃厚接触者、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として濃厚接触者、保健所が特定していく濃厚接触者が行政検査の対象となっておりまして、まずお医者さんが治療するためにこちらの検査が必要であると、感染症の発症が確定されればこの行政検査の対象となってくるといふことになります。

○1番（山本辰見君）

再確認ですが、美浜町に宿泊を伴ったあるいはデイサービスの高齢者施設があろうかと思いますが、そこは今のことでいくと、陽性者が出て、それに類似する方が出ていない限り補助金で検査を受けられないということでしょうか、確認です。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

そうですね。こちらの対象にならないのですけれども、先ほど申し上げたみたいに現在行っている高齢者施設の検査につきましては行政検査になりますので、そちらは大丈夫です。

○1番（山本辰見君）

了解しました。

それでは、2点目の感染者の情報公開、公開というのは大変だと思いますけれども、今後、絶対発生させないためにこのことが町としての対応策を取るに、どこどこに行ってはいけないとか、こういうことを注意しなさいとかいうときに絶対必要だと思うのですが、多分県といってもここでは半田の保健所が管轄になると思いますが、半田の保健所ではどの程度の感染者なり、陽性者の状況をつかんでいるのでしょうか。分かる範囲でお願いします。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

感染経路の把握という御質問でございます。

お医者さんから陽性者の発生届が保健所に提出をされますと、保健所は陽性者に行動調査を行います。そしてその感染経路の特定を行っていくわけなのですが、陽性者に行動を聞き取る中で濃厚接触者の有無を保健所が判断しますけれども、陽性者の方御本人が行動の記憶が曖昧であったり、外出は買物のみと控えているのになぜか感染してしまった、それから御本人が行動を話さないなどの疫学調査の限界や、加えて現在のように人の往来が多いことによって感染経路の特定に保健所が努力をしていますけれども、やはり全てを特定できるものではないと伺っております。

しかしながら、保健所も濃厚接触者を調査していく中で、PCR検査を行って陽性者を把握した場合は、医師の判断の下で入院だとか、ホテル療養、そして自宅療養のいずれかにおいて治療がちゃんとできるように調整しておりますので、よろしくお願いします。

陰性の方であっても、クラスターにならないように14日間の自宅待機をさせるなどして収束につなげておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

町の担当者あるいは公共施設等でも頑張っており対応しているわけですが、例えば私は野間地域ですので、野間公民館とかを借りる場合に時間制限を今しています。そのことが果たして有用なのかどうか、そのことによって対策を取れるのか。全体として手指の消毒、それから人が集まらないようにしようとか、利用時間も制限して、人数も制限して対応しているのですが、このことがどうしても感染経路があつて、あそこへ行ってもらってきたよだというのがあれば、さらに細かい対応できると思うものですから、そのことを取り上げましたけれども、残念ですが、仕方がないですね。

それから次の問題に移ります。

教職員の多忙化問題ですが、先ほどICTの活用あるいはタイムカード等により客観的に計測できることを整備する予定だとありました。具体的に今検討している、まだ発表していないと思いますが、検討している仕組みと、それからもう一点、検討している中身だけ教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

教員の多忙化問題でございます。いろいろな要因がありますが、今回、国の指針に従いまして、客観的な計測機器を導入してしっかりと管理していただきたいということが指針で示されておりますので、美浜町教育委員会としても、それに関する規則の整備、それから町としての指針整備をしております。その中で、機器の導入の検討の準備はということでございました。具体的に申し上げます。

現在、各学校に校務支援システムというシステムが導入されております。こういったものを何とかバージョンアップとかをして活用できないかということが1点、あと、児童生徒の1人1台タブレットでございます。これは先生方にもタブレットを配布しておりますので、そういったタブレットも活用して、パソコン機能を使って何とかそういった出退勤の管理ができないかといういろいろな可能性を今調査してございます。タイムカードを導

入している自治体もあると伺っておりますが、そういった新しいシステムをバージョンアップ、少し手を加えて活用できる方法をしっかりと考えて、早急に整備をしたいと考えております。

○1番（山本辰見君）

今のことがその説明なのか分かりませんが、後半で先ほどの部長の答弁で、各学校に導入されている既存のシステムの対応についてということがありました。これが今言った説明でしょうか。そこをお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

言葉が足りずに済みません。既存のシステムというのが最初に申し上げた学校の校務支援システムというシステムがございますので、こちらでございます。

○1番（山本辰見君）

美浜町でもタイムカードを置いていません。私たち民間の仕事をずっとしてきたので、当然会社に勤めるときは入り口でカードを押して、帰るときに、それがきちっとその会社で、その間の中身の問題はいろいろあったにしても、それが当たり前という感覚なのですけれども、公務員でそれがなっていない、最近になってやっと確立してきたというのが。例えばＩＣだとか、いろいろなカード、いろいろな仕組みがあると思いますが、タイムカードは経費的にも全く負担にならないシステムだと思っているのですが、他の市町の学校の関係では、先ほど東浦のことだけはつかんでいるのですけれども、どんな具合で町としてはつかんでおりますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

山本議員、情報提供いただきました東浦町はタイムカードを既に導入しておりますが、この近隣でございます。阿久比町、武豊町、南知多町については、本町とは違うメーカーのシステムではございますが、校務支援システムでのパソコンでの出退勤の管理を行っております。

○1番（山本辰見君）

言葉としては分かるのですが、校務支援システム、パソコンを立ち上げたときに学校へ来た、それから切って帰るときにこれで帰ったと、単純にいうと時間のことでいうとそういうことになるのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

お見込みのとおりでございます。

○1番（山本辰見君）

それでは、2つ目の部活の問題で再質問させていただきます。

先ほど美浜町町立小中学校部活動指導ガイドライン、これを行っているということですが、その具体的な中身といたしますか、そこの説明をまずいただいて、小学校の部活は思い切って廃止したと、そのことはまた改めて聞きますので、ガイドラインについてももう少し説明をお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜町立小中学校部活動ガイドラインについての具体的な内容でございます。

こちらにつきましては、県にも部活動の指導ガイドラインというのをつくってございます。県のガイドラインに準じて、美浜町においては平成31年3月に美浜町教育委員会において策定をしたものでございます。適切な部活動の運営と指導についての主な具体的な方法として5点挙げてございます。

1点目は、週に2日以上 of 休養日を設けることとでございます。例えば平日に1日、土日で1日といったような週に2日以上 of 休養日を設けることが1点目、それから2点目とでございます。土曜日、日曜日に1日練習、昼をまたいで1日を通しての練習を行わないということが2点目とでございます。3点目とでございます。代替の休養日についてでございます。大会とかコンクールなど、やむを得ず土日共に活動する場合には代替の休養日を設ける

ということが3点目でございます。4点目でございます。こちらにつきましては、朝の部活について、6月、7月の暑い時期には、朝の部活は行わないように指導しています。

なお、中学校1年生の朝の部活動については、9月からと決めてございます。

5点目についても、朝の部活に関してでございます。早朝7時半より前に行わないということを示しております。

昨年度、今年度につきましては、コロナ禍ということでさらにいろいろな制限がございます。感染予防対策はもちろんのこと、ふだんの生徒の様子を見ながら部活動の顧問の判断でさらに柔軟な対応をしておりますので、よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

具体的に、実際はこの4月からそれがうんと強化されたと思うわけですが、児童生徒よりも先生方はこのことをどう受け止めて評価しているというのか、少し楽になったのかどうかも含めて、その辺ではいかがでしょうか。

○学校教育課指導主事（竹内稔博君）

先生はこのことをどう受け止めているかという御質問だったと思います。一言で言うと、趣旨を理解しています、あと仕事面、精神面も含めて楽になったと判断しております。例えばガイドラインですと、6月、7月は朝部をやらないとありますが、先生たちは重々この趣旨を理解してまして、働き方改革に関する。例えば野間中ですと、5月14日をもって朝部は終わりになっております。6月1日までは本当はやれるのだけれどもであったりとか、顧問の判断で柔軟に、例えば河和中吹奏楽部ですが、うちの部活は朝部はやりません、これは去年からそのようにやっております。そのように趣旨を理解し、柔軟に顧問の判断、もちろんそれには校長、教頭の指導も入っておりますが、そのような形で進めておるところで、前向きに理解をした上で受け止めていただいていると認識しております。

○1番（山本辰見君）

私は、この基本に流れるのは、他の市町でも部活を思い切ってやめたところがあります。そこの方たちの話の底辺に、部活については学校教育というよりも社会教育、特に例えば柔道だとか専門の知識を持った人がその学校に職員としていない場合でもクラブがあるとかいうことがあると思うので、そういう面では思い切って指導員あるいは運営に含めて、もちろん学校の先生はつくと思うのですけれども、そういう社会教育の立場で検討を進めるべきじゃないかなと思うけれども、そこについての見解はありますでしょうか。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの山本議員の御質問で、社会教育につなげるべきではないかという御質問だったと思います。確かに今そういう流れ、傾向にある中で、ただ実態としましては、美浜町にそういった指導員足る方が十分に足りているかというところで、なかなか進んでいないといえますか、難しいという状況でございます。ただ議員も御承知かと思いますが、町内に各種スポーツ少年団等々ございますので、そういったものを活用して子供さんたちはそういったところで運動していただくというところなのですけれども、なかなか指導者足る方が不足しているというところが残念ながら今の実態でございます。

○1番（山本辰見君）

それでは、次の課題に移ります。

GIGAスクールの問題ですけれども、9日の日にも同僚議員が同じようなことを聞きましたのでダブるかもしれませんが、ICT支援員を増員していくと、先生のサポートを対応していくということですが、このICT

支援員の具体的な対応の仕組みとといいますか、人数的には今までどうであって、特にこの4月からタブレットの関係が始まったわけですから大変な状況だと思うのですが、そこについて説明願います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

G I G Aスクールの推進サポーターということで、これまではG I G Aスクールの整備をする段階だったのですけれども、今度は活用ということで、そういったソフトの充実を今やっております。今年度はG I G Aスクール元年ということで、どこの自治体、どこの学校でも創意工夫して取り組んでいるところでございます。そういった中でG I G Aスクールの推進サポーターということで、学校I C T支援業務ということで支援員、これまで実は2名おったわけですが、これを8名体制に一気に増員しまして、町内8小中学校に授業の支援、それから校内研修支援、それから情報機器の設定、緊急時の不具合の対応などについて実施をしております。

なお、これまで年間480時間、8校ありますので1校60時間、均等にすれば60時間平均になるのですが、それを今年度プラスして、1校80時間プラスをしまして640時間、時間も増やして人も増やして、今年度、G I G Aスクール元年ということでそういった支援を行ってまいっております。

○1番（山本辰見君）

そうしますと、この8名の方は、中学校、小学校あると思うのですが、それぞれの学校に常駐しているような形でしょうか。常駐というか、先生と同じ時間とは言いませんけれども、これまで少ない人数で回っていることがあったと思うのですが、具体的な勤務状態というか、仕事の内容を教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

理想は本当に常駐して困ったときにすぐ行けるような状態を取りたいのですが、残念ながらそういう状態ではなっていません。週に必要なときに、決まったときにお伺いするとか、緊急で動けるような体制を東西4校ずつありますので、そういった体制を取っております。常駐はしておりません。

○1番（山本辰見君）

もう一点、最後になりますが、最後に質問したタブレットを将来的に、学校の中で使って間違って落としたとか、どこかにぶつけたとか、そういったことがあったら当然、先日の答弁にもあったように、保険だとか修理代を用意してとかいうことがありましたけれども、将来の話をして怒られるかもしれませんが、去年みたいな3か月も4か月も休校になる可能性が出た場合、せっかくですからオンラインで自宅へ持ち帰ってオンライン授業ということもあり得るかと思うのです。そういう場合の保護者に、特に故意に投げるようなことはないと思いますが、故意に壊した場合の対応が実は新聞にいつとき載ったのです。どこどこが全額市町村が負担すると、あるいは中には故意に壊した場合は保護者にも負担を求める、そういう形もあったわけですが、今のところ持ち帰りということは前提ではないですが、そうした場合の先生たちが見れないところで壊した場合の対応について、何か検討していますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

答弁でも申し上げましたとおり、現在のところ持ち帰りは考えておりません。本当に繰り返しになりますけれども、1人1台タブレット導入元年でございます。まずは学校の中でしっかりと先生も子供たちも使い方に慣れてもらって、どういう授業で活用できるのかということを試して検証している作業にございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、将来的にはそういった有事に備えた対応も必要だとは考えております。知多管内では今のところ持ち帰りを許可している自治体はございませんが、そういった検討をし始めている自治体もございます。全国では持ち帰りをやっている自治体もございますので、そういった事例も参考にしながら、将来的にはこういうことも考えていかなければならないと私たちは考えています。

○1 番（山本辰見君）

時間が少し残りましたが、予定していた再質問も大体答えをいただきましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員は自席に戻ってください。

〔1 番 山本辰見君 降席〕

○議長（横田貴次君）

それでは、ここで換気のため休憩を取りたいと思います。再開を10時ちょうどに再開いたします。

換気のための休憩を取ります。10時ちょうどを再開といたします。よろしくお願いいたします。

〔午前9時46分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔3 番 森川元晴君 登席〕

○3 番（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

今回、またボリュームが多いなと感じておりますが、余談を言わないとなかなかリズムがつかめないのが、最近の期待していることというか、うれしい出来事といいますと、日本福祉大学の野球部が、附属高校ですね。尾張大会で2回目の優勝を果たしたと、うれしいなと。また、サッカーやソフトボール等も本当に盛んにやっているということで、地元としては本当に期待できる、本当に甲子園の準備をしないとイケないかなというぐらいの思いでおります。

また、先ほども議長が冒頭で言いました、何といたっても1年延びた東京オリンピック・パラリンピックの開催、あと1か月半に迫っておりますが、こんな御時世になりましたのでいろいろな賛否はあるとは思いますが、やはりスポーツを通じて世界が一つにつながるという感動、また夢や勇気を与えてくれる最大のイベントではないかなと思っております。I O CやJ O C、また政府の動き等はなかなか気がかりなところがありますが、私個人的な意見としては、たとえ無観客であったとしても、夏季としては57年ぶり、昭和39年、私が生まれた年でございます——の半世紀以上たった日本での開催ということでありますので、多分私が生きておる間にはもう日本での開催はないのかなと思っておりますので、しっかりとテレビ中継等を目に焼き付けたいと、そのような思いでございます。済みません、余談を言わないとリズムがつかめませんので。

今回の質問の趣旨といたしましては、財政運営の安定化、歳入、税収の増につながる事業の進捗状況等を確認する意味で、ただいま建設中の陸上競技場の今後の利用、また、企業誘致等、公共施設の利用等を中心に質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、壇上での質問をさせていただきます。

1、陸上競技場の施設利用について。

ナショナルトレーニングセンターとはということでございますが、3月議会で中須賀議員がお聞きになっておりますので、おおむねのところは皆さん御存じだと思っておりますが、最近このナショナルトレーニングセンターというのが報道されているのは、オリンピックの選手のワクチン接種会場として今利用されておるというよう

なことで報道もされております。

次に、2番目のナショナルトレーニングセンター誘致に至った経緯ということをお聞きしたいと思っております。

3番目、ナショナルトレーニングセンター誘致に伴う経済効果と地域での受入体制の整備についてお伺いしたいと思います。

また、ほかに陸上競技場施設に関して誘致、利用等の話合い、また、宣伝活動等を行われていると思いますが、現時点で大会等誘致、利用計画はどこまで進められていますか。

大きな2番目です。企業誘致事業について。

これも3月議会で大寄議員が質問されていますので、おおむねの内容は御理解していると思いますが、改めて4月補正で認められましたサテライトオフィス等企業誘致事業、これには期待をしたいと思いますが、改めて事業内容等、効果について伺いたいと思います。

大きな3番目、小中一貫校の建設、箱物です。建設の財源についてお伺いしたいと思います。

令和10年に開校予定されています小中一貫校の建設に伴う財源確保について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

4番目です。自然災害に伴う避難誘導及び避難所開設についてでございます。

特にこの時期は豪雨に伴う土砂災害等が心配されますが、住民が安心・安全に避難する誘導体制はどのように確立されていますか。

2番目です。避難所開設について。

このコロナ禍の中、感染予防等、万全な体制はどのように確立されていますか。

財政が厳しい中で、今後、義務的事業は本当に山積しております。もう待ったなしです。計画倒れしないように確実に一歩でも前に進むような答弁を期待していますので、よろしくお願いいたします。

以上で壇上での質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

森川元晴議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、企業誘致事業についてと自然災害に伴う避難誘導及び避難所開設についてお答えし、陸上競技場の施設利用についてと小中一貫校の建設財源については、教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、企業誘致事業についてでございますが、サテライトオフィス等企業誘致事業の事業内容と効果については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークや事業拠点分散化のニーズが高まっている中で、本町では、令和2年度に実施したリビングシフト事業の一つでありますワーケーション事業で得られた地域課題やアピールポイントを整理し、本年度においてサテライトオフィスの企業誘致を進めるための戦略策定を行う事業になります。

効果といたしましては、本町の運動公園や日本福祉大学等の地域資源に関連したターゲット企業を選定することができて、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済、地元産業の活性化にもつながると考えております。今後も引き続きほかの市町にはない美浜ならではの戦略を提案して、企業にPRをしてまいります。

次に、自然災害に伴う避難誘導及び避難所開設についての御質問の1点目です。

住民避難の誘導体制についてでございますが、災害発生時の避難誘導については、自分の身は自分で守る、これを基本に、元気な方は御自身で安全な経路を使って避難所まで避難していただくこととしております。自ら避難することが困難な方々、要配慮者だとかの方々の避難につきましては、行政機関のみで対応することは不可能であり、近隣、隣近所の人々、各区の自主防災組織と連携した避難誘導で対応する計画となっております。

そのために要配慮者で支援が必要な方々の情報を各区の自主防災会をはじめとする避難支援を実施する関係者と共有しながら、要配慮者お一人お一人の特性に合わせた避難行動支援計画を策定することとしております。既に計画を策定した自主防災組織もございます。

なお、災害の発生が事前に予測できる台風等の場合につきましては、安全な避難ができるよう避難情報を早めに発令することに努めております。

避難の誘導は同様でございますが、特に要配慮者への支援については、避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳への登録が重要であり、福祉部門と防災部門が連携してその掘り起こしに努めるとともに、支援体制の拡充を図っているところでございます。

次に、御質問の2点目でございます。コロナ禍での感染防止等の体制についてでございますが、令和2年7月に愛知県防災安全局防災部災害対策課から発行されました避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン、これを参考に避難所を開設することとされており、一昨年度までは風水害のための1次指定避難所を布土小学校、美浜町役場、河和南部公民館、愛知県美浜少年自然の家、野間公民館、奥田公民館及び上野間公民館の計7か所を指定しておりましたが、ガイドラインを参考に新型コロナウイルスに対する感染予防対策として、避難所である公民館などは施設が狭小であり3密の状態になることから、代替として河和南部または河和南部野間・上野間の小学校及び野間中学校を指定しております。

また、避難先についても、在宅及び親類宅などへの避難、車中泊及び民間施設への避難など、分散避難を推奨していきたいと考えております。

なお、昨年度はこのガイドラインに沿った避難所運営訓練を河和南部小学校をはじめ計8か所で322名の御参加を得て開催し、新型コロナウイルス感染症対策について各区の自主防災組織と連携の上、万全の体制づくりに努めているところでございますので、よろしくお願いします。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、陸上競技場の施設利用についての御質問の1点目、ナショナルトレーニングセンターとはについてでございますが、ナショナルトレーニングセンターとは、国が定めるスポーツ振興計画を受けてスポーツ庁が設置するもので、日本のトップレベルの競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための施設でございます。東京都北区にあります味の素ナショナルトレーニングセンターが中核拠点となりますが、ここでは対応できない競技について既存の国内トレーニング施設を活用し、競技別強化拠点としてスポーツ庁が指定するものです。

現在整備中の運動公園陸上競技場については、パラリンピック陸上の競技別強化拠点施設の指定とナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業の受託を目指しております。

次に、御質問2点目、ナショナルトレーニングセンター誘致の方向性に至った経緯とは御質問の3点目、ナショナルトレーニングセンター誘致に伴う経済効果と地域での受入体制の整備については、関連がございますので、併せてお答えいたします。

センター誘致に至った経緯、経済効果については、平成30年度に視察しました和歌山県田辺市の取組を参考にしております。全国的なパラ陸上の拠点となることで、強化選手が練習している陸上競技場であるというネームバリューが得られます。さらに強化選手をはじめ多くの関係者が訪れることで新たな交流人口につながり、宿泊等による経済効果が見込めることが期待されます。

地域の受入体制の整備につきましては、日本福祉大学スポーツ科学部のノウハウや町内の宿泊施設を活用する検討をしております。

次に、御質問の4点目、現時点での大会等誘致、利用計画についてでございますが、今年3月に東京駒沢オリンピック公園陸上競技場で開催された日本パラ陸上競技選手権を視察した際、日本パラ陸上競技連盟会長の増田明美氏にお会いし、美浜町運動公園の計画を示した上で大会誘致をお願いいたしました。

利用計画につきましては、令和6年度の陸上競技場供用開始を見据え、美浜町スポーツ施設運営検討会議にて各方面の関係団体と検討しております。

次に、小中一貫校の建設財源についてでございますが、現在、学校建設に係る国の補助金等について、他市町の事例などを調査しながら検討しております。例えば文部科学省の公立学校施設整備費国庫負担金、学校施設環境改善交付金のほか、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金や林野庁の林業・木材産業成長化促進対策交付金など、補助金がありますので、今後も情報収集と調査研究を進めてまいります。

また、学校跡地を有効活用し、民間企業等への売却・貸出し等、町の歳出を抑えつつ小中一貫校の建設財源を捻出できるよう検討していきたいと考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○3番（森川元晴君）

それでは、順次質問させていただきます。

まず最初に、ナショナルトレーニングセンター、誘致に至った経緯ということですが、今の説明でありますと、我々も視察に行かせていただきました和歌山県田辺市を参考にということですが、なかなかそれだけでは分からないなというような、何を参考にされたのかということと、あと、やはりこの計画を立てるということは、それなりに見込みがあつてのことだと自分は思うのですけれども、全く見込みのないものに対してこのナショナルトレーニングセンター、本当に初めて3月議会で聞いたときに、この施設、こんなものを持ってこれたら本当にいいなということを率直に感じましたけれども、その反面、大変難しいのではないかなということも思っております。どんなような経緯であつたか、もう一度お願いいたします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

当初答弁は教育で行いましたけれども、建設と関係がございますので、私から答弁いたします。

まず、何を参考にということで、先ほど教育部長から田辺市の事例を挙げました。当然平成28年から田辺市が指定を受けてやっておりますので、私も視察、議員も行かれたと思いますけれども、行ったときに話を聞きました。ナショナルトレーニングセンターの指定を受けることによって、強化選手は当然来るのですけれども、それに付随する方、またそれを目指す方というものも当然注目されますし、選手以外の部分、それを受け入れる体制としてのいろいろなものが充実してくると、それは人的なものも含めてです。そういったものを今の運動公園の陸上競技場と隣にあります日本福祉大学のスポーツ科学部が協力してやることによって、町と大学それぞれにメリットがあるであろうというのが一つの考え方です。

それから見込みはどうだということですが、まず、いろいろな関係者に聞きますと、以前から申し上げ

ておりますが、まず立地条件が非常に全国的に見ても優位だということがあります。それはセントレアからの距離、名古屋駅からの距離、日本での位置、ですのでアクセスが非常にいいと。当然また知多奥田駅の駅前ということもあります。あと当然自治体だけで運営できません。田辺市につきましても、和歌山医大の協力を得ております。うちの場合はすぐ隣に日本福祉大学がありますので、そのパートナーを探すということも非常に容易にできるということ、あと当然宿泊を伴いますので、田辺市の場合はたまたま国体競技場の跡地ということで、宿泊施設、体育館を伴ってございましたけれども、美浜町としましては、町内にある宿泊施設または近隣市町の宿泊施設、町内にある総合公園体育館等、全てをトータル的に利用して、また、大学の協力も得られれば大学の施設も利用した中でやれるのではないかとということで、見込みとしては可能であるということを考えております。

○3番（森川元晴君）

やはり陸上競技場を造ったから、はい、使ってくださいというわけにはいかないと思うのです。いろいろな環境等を整えなければいけないということは誰もが思っていると思っておりますが、先ほどの答弁でありましたNTC、競技別強化拠点施設という利用をしていただくということでありますが、例えばパラリンピックが行われます、東京。競技種目が何種目あると思いますか。これは質問ではないです。22競技あります。その中でよくクラス別というようなお話も聞くと思うのですけれども、539種目あります、パラ競技だけで。今度のパラリンピックの中で。もちろんその中には手足の障害を持っている方、また視覚障害、また知的・発達障害等、様々な障害を持ってみえる方が、もちろんトップアスリートの強化施設受入れということになると思うのですが、単純に考えても、さっき言った陸上競技だけで168種目あるわけです。単純に1人来ていただいたとしても168人、また、障害者スポーツの場合は、特にそういう強化トップアスリートの場合は、大体1人につき最低でも、競技にもよりますけれども、2人ぐらいのサポート役がつくと言われております。陸上競技場を造ることはもちろん前提でありますけれども、やはり周りがどのように支えていくのか。

質問に移らせていただきますけれども、結局トップアスリートを迎えるに当たり、競技場以外にどのようなトレーニング環境、また施設、設備が必要と考えていますか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

先ほどの質問ですけれども、競技場以外にどのような施設が必要かということですが、こちらにつきましては、スポーツ庁が定めるNTC、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業の委託要綱では、トレーニング機器の整備、食事、宿泊箇所の確保、それからスポーツ・医科学情報等のサポートを実施するために必要なスタッフの配置や機器類の整備が挙げられております。こちらの要綱を満たすために日本福祉大学さんの協力はもちろんなのですけれども、今あります総合公園体育館や既存の施設の活用も視野に入れながら、受入体制を整えたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（森川元晴君）

美浜町にあるだけの施設ではとても対応できないと思っております。やはり大学等の協力が大変重要であり、必要であるなということは思っております。

次に、誘致に当たり現在指定認可を受けている、先ほどから出ています和歌山県田辺市にあります田辺スポーツパーク陸上競技場、その陸上競技場との比較というのか、役割、今度、美浜町で請け負おうとしている役割の違いは何と考えていますか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

田辺市の陸上競技場と比べどのようなことかと、あとは役割の違いはということですが、田辺市と比べて、現在建設中の運動公園につきましては、鉄道駅が目前にあることなどの交通の便がよいことや大学が

すぐ隣にありますということが挙げられます。また、役割の違いはないと考えておりますが、指定を受ける際には他の市町と競争になるのかもしれませんが、美浜町として魅力ある施設を提案し、選定していただけるように努力する必要があると考えております。

○3番（森川元晴君）

競争するつもり、競争だという言葉が出ましたけれども、私が勘違いしていたのか知らないけれども、味の素ナショナルスポーツセンターが中核にあって、こういうパラ競技を今田辺市が受けていますよね。その田辺市では、受入れが不可能なものを美浜町に来ていただくのかなと思っていましたが、やはり競争というとはよくないですけれども、田辺市と同じような施設、スポーツ環境をつくるという意味合いでよろしいでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

まず、ナショナルトレーニングセンターというのが先ほど言った東京の味の素が拠点になるのですけれども、当初の答弁で申し上げましたように、そこでは賄えない競技について全国に散らばっています。それがいろいろな競技があるのですけれども、冬の競技ですとか、屋内、屋外、海の海洋競技、あと高地トレーニング等で全部で44か所あります。その中の一つが田辺市にあるのがパラの陸上競技ですね。パラの陸上競技があと数か所できるかと言えばそうではありません。ですので、今、田辺市が指定を受けておるものが期限が切れる次の更新、令和7年になりますけれども、令和7年からの指定に向けて、当然田辺市さんも更新を申し出る可能性もありますし、よその市町も手を挙げる可能性もあります。そこで美浜町も手を挙げるということです。ですので、先ほど競争という表現をしましたけれども、当然手を挙げたところでスポーツ庁で審査をして指定を受けるというものでございます。

○3番（森川元晴君）

そうですね。ぜひ美浜町に誘致というか、できたらいいなと思っております。

パラ競技を中心ということでございますが、やはりスポーツ環境だけではないと思うのですよね。地域環境ということも大変必要になってくると思っております。飲食、また宿泊を伴うということでありますので、地域のバリアフリー化、もちろん道路整備等はもちろんのことであると思います。また、飲食される場所、宿泊される場所等、かなりの施設整備が必要と考えておりますが、その点に関していかがでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

ただいまの質問でございますけれども、現在、先ほども答弁がありましたスポーツ施設運営検討会議、こちらでそういったことも今現在検討をしておる最中でございます。

○3番（森川元晴君）

こればかり質問しておると次のことに行けないので、ただ気になるのは、先ほど増田明美さんとお話をされたものの、どんな話をされたか分かりませんが、いい話をされていい返事をもらえたのかなと思っていますけれども、最後に1点、陸上競技場の利用に関してでありますけれども、2026年に愛知県で開催予定されていますアジア競技大会、もちろんそれに間に合わせて競技場ができると思うのですけれども、それに対しての合宿だとか、キャンプ等、誘致活動というのは行っていると思うのですけれども、その辺の進捗はいかがでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

先ほどのアジア大会の誘致はということですが、今現在、愛知県よりアジア大会に出場する選手の練習場所に今あります総合公園体育館が利用できないかという照会が来ておりまして、愛知県に対しては受入可能と回答しているところでございます。

○町長（齋藤宏一君）

大変大事な重要な町としては問題です、これは。だから私が当初言いましたように、造る以上はいかにこの陸上競技場を町として活用できる。また、広くここへ来ていただけるいいもの、それに関連したものをどういうふうにしていくかということを検討せえと、これしかないのだぞということをやってきましたよね。今、アジア大会の話もありました。その前にここはオープンしますから、陸上競技場は。アジア大会に向かってだけではない、先ほどのナショナルトレーニングセンター、この問題もそうですけれども、非常に厳しいです。そういう声があって今進めております。大学とも手を取り合いながらそれを本町に何とかならないかということでやっていますが、これは正直言って非常に厳しい。厳しいけれども、やはり社会から目を向けていただけるような、町全体ですよ、これは。陸上競技場だけではないです。私は最近、美浜町内の町内の山、ずっと暇がある限り回っております。これはなぜか、美浜ほどはいいところないのですよね、知らなくても。場所的に愛知県なんて全国、大阪を抜いたでしょう。中部新国際空港でしょう。伊勢湾、三河湾、両方あるでしょう。しかも里山はと言ったら大変多いではないですか。知多半島で最高に持っているではないですか、ここは。といういろいろな面から考えて生かすこと、本町の特性を。現場を見なければ分かりません。

ある御縁で、議員の方も御縁をいただいていた、妙高。箱根駅伝もみんな妙高へ合宿に来ている。いや、ここならもっとすごいものが幾らできるコースがある。今の布土オレンジラインも今回いろいろな面で使っていた団体もできてきました。ということを町を挙げて、職員を挙げてこれからの町おこしを進めるべき、県も巻き込むのだよと、そんなことで今いろいろと職員も考えてくれますので、一緒になって議員の皆さんにも御協力をいただきたい、そう思っております。よろしくお願いします。

○3番（森川元晴君）

そうですね。今、ナショナルトレーニングセンターの話で進んでいますが、次に、企業誘致のこともそうございます。今、町長が言われたように、里山、美浜町の特色を生かしたそういうものをしっかりとアピールをしていただくと。今回の多分戦略的というのはそういう意味合いのサテライトオフィス誘致事業ではないかなと思っております。

急に話が飛んじゃって申し訳ないのですけれども、いいですか、サテライトオフィス。とにかく頑張っていたきたいなという、先ほど町長が言ったとおりだと自分も思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の小中一貫校、本当にソフト面に関しては、3月議会でも教育長がこの必要性だとか、子供たちのためにということは本当に熱弁していただきまして、問題は住民の人たちにどう伝えていくかということが大きな課題になるのではないかなと思っております。

私が今回質問させていただいているのは、やはりその箱物を造る、70億円とも言われておるのか、どういうものを造るのか、町長だと木造で造るとか、そういうふうに言われております。やはりハード的な面、本当に大変な金額であります。ぜひ先ほどの陸上競技場の利用、また企業誘致、これを失敗することはできないと思っております。とにかく財源をつくらなければ、この大事な小中一貫校を目指すことはできないと自分は思っております。

そこで、質問というのか、どのような考えということをお願いしたいと思いますので、これは財務的な話になると思いますが、どうか副町長のお考えを、思いをお伝えください。

○副町長（八谷充則君）

小中一貫校を建設するために住民の理解が必要だということ、そして財政の安定が大事だということだと思います。既に議場でも御説明を教育部がしてまいりましたが、教育委員会の試算では、今後15年間に小中学

校の維持管理費に91億円、単純に年6億円かかるという試算が出ております。これは河和南部小学校も含まれておりますので若干減とは思いますが、ちなみに今年の町全体の当初予算、この中の維持補修費というのは5,500万円です。普通建設事業費のうちの単独事業費というものは2億7,900万円、ちなみに教育委員会、教育費、全体で7億6,100万円です。このうち学校に係る維持補修費、単独建設費というのは2,000万円に満たないです。こう考えると、実際には橋ですとか、公民館ですとか、いろいろな公共施設が老朽化している中で、現在の財政状況で先ほど言った6億円ということは実現不可能です。

したがって、ほかの方法を考えていく必要あるかと思います。制度的に維持管理費とか維持補修費に対する補助金というものは、大規模改修を除いてはないのですね、学校に対しては。施設についてもそうでございますけれども、しかし、建て替えとか新たに建設する場合はお金を借りることもできるし、補助金を利用することもできるということになります。

したがって、町の財政的な余裕がどれだけあるかということもあるのですが、同じお金をかけるのであれば、より魅力的な特色ある学校を造るということがいいだろうと私どもは考えております。

実際に問題となってくるのは、小学校を建設するために必要なお金のうち、国・県等からいただく補助金を除いた一般財源というものがどれぐらいの額になるのかということが問題になってきます。先ほど森川議員は70億円と言われました。単純に例えば70億円かかるとして、頑張ってこれから、今1億円ですけれども、例えば10億円ためたとします。そうするとこれで60億円です。なかなか制度的に厳しいですけれども、いろいろ補助金をかき集めて2分の1の補助金をもらって30億円、一般財源でやっていこうとした場合に、現在の低金利が続くとして、学校の建設に対する償還は25年が限度ですので、25年で償還したとすると、計算したのですけれども、毎年約1億4,000万円の償還になってまいります。これに対する交付税措置というものもあるのですけれども、当然金利が上昇していくというリスクもあります。金利の見直しというものも出てまいりますので、そうするとあまりこれは期待できないところがございます。リスクもありますよと。用地の取得費もここには入っておりませんので、用地の取得費も必要になってくることもあります。これについてはお金は多分借りられないと思います。

何年前か、職員が自主的に研修をして、小学校を集約した場合にどれほど経費が削減できるかということをはじいた机上の数字があります。小学校だけで約3,000万円、経費が浮いてくるであろうと。恐らく単純に考えると中学校も入れて4,000万円ぐらい浮いてくるのではないかなと思うわけですが、当然町としては特色ある魅力ある学校をつくっていくのだということですので、浮いてきたお金を建設費に充てては意味がないわけです。やはりそれは特色ある教育に使っていきたいと考えると、建設した分についてはやはり浮いてきたお金を除いて一般財源の中から捻出していく必要があるだろうと。先ほど言った1億4,000万円と土地の取得費というものをどうやって捻出していくのかということが課題になってくるわけです。当然小中一貫校をやっていくについては、地域の方々の理解ですとか、場所をどうするか大きな問題は幾つかありますけれども、財政的にいうとそういったお金の問題があるわけです。

そこで、議員が言うような財政の健全化と歳入の確保というものが必要になってくるわけです。歳入の削減には限界がございますので、何とか歳入を確保していかなければいけないわけですが、企業誘致というのはそんなに簡単にいくものではなくて、やはり美浜町の地理的な条件からいいますと、そもそも工業団地がないということ、工業用水が来ていないというようなことがございますので、なかなか地理的には不利な条件でございます。今まで進んでいないところもそういったことがございます。

しかし、今、前回の議会でも答弁したけれども、河和南部小学校の跡地に企業を誘致する話が内々で進んでおります。なかなか相手のあることなので細かく御説明はできませんけれども、来ていただけるのではないかなと

いう期待を持って今進めております。ただ最終的どうなるかまだ分かりません。その都度皆さんに説明をしてまいります。

先ほどのナショナルトレーニングセンターについても、町長は大変厳しいと申しましたが、私たちはいけると思っております。非常に好立地でありますし、絶対負けないというつもりで進んでおります。獲得できれば年間1,000万円か、2,000万円か、いわゆる運営費に対するものが得られますので、皆さんが心配している維持管理費についても若干安心いただけるのではないかなと思っております。

いずれにしても、その都度その都度、議員をはじめ住民の方々に情報提供をして、説明に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○3番（森川元晴君）

本当に今、副町長が言われたように、財源が厳しい中でも、やはり小中一貫校、魅力ある学校をつくっていただいて、財源が厳しい中でもですけど、この美浜町に若い親御さんたちが住んでここで子供を育てたい、そのような環境、また学校整備ができればいいのではないかなと思っております。

本当に時間がなくて申し訳ないのですが、今、本当に入梅というか、豪雨、異常気象で大変にそこらじゅうで土砂災害等が起きております。質問というよりもお願いみたいな形になると思います。先ほどの弱者、そういう人も踏まえて、住民の人たちが自分たちが住んでいる地域がどのような災害リスク、先ほど言った土砂災害とか、浸水、危険なエリア等というのは事前に分かってみえると思っております。

今、災害ハザードマップが何年版かよく分からないのですが、あれにも記載されていると思っていますので、ぜひ改めて町民の人たちには、そういうハザードマップ、また、そういうリスクが高いような地域にお住みの方には、先ほども優先というか、早めの通達というのか、するということをやわれましたが、やはり本当にそれは必要なことであると思っております。ぜひ自分の住んでいる場所がどういう地域に住んでいるのだということを、ハザードマップは全体のことでですけど、広報等、やはり特集ではないですけど、そういうものを組んで自分の地区がどのような場所なのか、土砂災害は大丈夫か、洪水浸水河川、津波、津波は別にとっておいても、そういうことを知っていただくということをしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

そして先ほどから言っている要するに災害弱者と言われる避難困難者と言われる人たちに対しては、やはり町としてもしっかりと把握をしていただいて、地元の行政区、自主防災会等ともしっかりと連携をしていただいて、そういう人たち、要するに避難できないのだから、そういうこともしっかりと通達をしていただきたいと思っております。

最近よくテレビや新聞等で記事としてよく出ていますのは、最近、政府から通達があったという福祉避難所という言葉をお聞きになったことがあると思いますけれども、どのような内容のものか、また、そのようなものが美浜町として体制は確立されているのか、それを最後に伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○防災課長（富谷佳成君）

福祉避難所は、災害対策基本施行令第20条の6第5号に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつて、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談または助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであることとして、避難所の指定基準の一つとして制定されております。

それで、美浜町では、介護系、障害系、それぞれの事業者と協定を締結しており、社会福祉施設等への使用協

力を要請することで、配慮が必要な方の特性に合った避難所を選択いただけることとしております。介護系では3か所、障害系では4か所の事業所、計7事業所と協定を締結しており、協定の締結にあつては、町の要請に基づき避難所の開設・運営を行っていただくこととしておりますので、御承知おきください。よろしくお願いいたします。

○3番（森川元晴君）

全く分かりませんでしたけれども、本当に大事なことでありますので、また広報等に載せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

傍聴者の皆様にも大変御無礼をいたしました。また、何らかの方法でお伝えをさせていただきたいと思います。以上をもちまして、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席に戻ってください。

〔3番 森川元晴君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで再び換気のための休憩を取りたいと思います。再開は11時5分を再開とさせていただき、休憩といたします。よろしくお願いいたします。

〔午前10時51分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 大寄暁美議員の質問を許可します。大寄暁美議員、質問してください。

〔7番 大寄暁美君 登席〕

○7番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。7番 大寄暁美です。

議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

まず初めに、太陽光発電設備設置についてです。

3月の定例会の一般質問において、山本議員より太陽光発電設備設置の規制を求める質問があり、それに対し、条例について研究を進めていく必要があると答弁がありました。今回はその経過を踏まえて質問させていただきます。

皆さんも御存じのとおり、太陽光発電事業は、再生可能エネルギーとして国を挙げて推進しています。しかし、一方で、この事業が固定価格買取制度により急激に普及したため、安全性の確保や環境の配慮に十分な対策が講じられず、地域の住民の生活に悪影響や不安感を与えるといった弊害を引き起こしています。本町においても、景観や住民の生活環境への配慮がなされていないと感じられるパネルが見られ、私自身も何人かの住民の方からどうにかできないのかというお話をいただいております。

本町では、今年に入り美浜の豊かな自然環境を守るため、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を改正しました。また、太陽光発電設備設置に関しては、知多管内では大府市が自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を制定し、7月から施行となっています。これらの動向を踏まえ、質問に入ります。

1、太陽光発電設備設置について。

(1) 地域住民等への説明について。

美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインでは、設置事業を行う事業者等は太陽光発電施設設置届出書を町長に提出する際、地域住民等への説明用資料を添えることと記載されています。地域住民等への説明会等はどうに行われていますか。

(2) 事業者等が遵守すべき事項について。

同ガイドラインには、事業者等が遵守すべき事項の一つに既存の地形や樹木を生かしながら周囲の良好な景観に支障を来さないように配慮することと記載されています。この遵守の基準について教えてください。

(3) 太陽光発電事業を規制する条例の制定について。

現在多くの自治体が太陽光発電設備設置事業と地域や自然との調和を目指した条例を制定しています。本町でも条例を制定する考えはありますか。

次の質問に移ります。

私は、2019年12月定例会において、フードロスの観点からフードドライブ、フードバンクについて質問しました。今回またフードバンクについて質問するということは、新型コロナウイルスの影響で経済や雇用が悪化し、生活困窮者、食べることに困っている方が増えているため、迅速に食糧支援ができるよう町内にフードバンクの開設が必要であると考えたからです。既に町内においてセカンドハーベストと提携している他市町の福祉施設から美浜町内の施設の利用者さんに食品が提供されていることや日本福祉大学内で学生のためにフードドライブを不定期に開催していることなどをお聞きしております。ぜひ町内で困っている方に継続的に安定的に食料等を渡せる窓口を開設していただきたいと考えます。

では、質問いたします。

2、フードバンクについて。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、美浜町において生活が困難になってしまった方、生活困窮者の状況が分かるようでしたら教えてください。

(2) 生活困窮者への食糧支援について。

現在、フードバンクがない本町において、困窮者への食糧支援はどのように行っていますか。

(3) フードバンクを開設する考えはありますか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えいたします。

初めに、太陽光発電設備設置についての御質問の第1点目、地域住民等への説明についてでございますが、美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインにおいては、発電施設の出力が50キロワット以上または設置区域が3,000平方メートル以上の発電施設を設置しようとする事業者に対しては、設置区域の行政区及び近隣関係者へ事業の内容等について十分に説明し理解を得るよう努めることを、50キロワット未満、3,000平方メートル未満の場合は、近隣関係者に対し事前説明等の適切な措置を講ずることを求めています。

なお、説明会については、事業内容の説明を受けた行政区等が区民等に対する説明会の開催を事業者に対して依頼し、事業者が応じた場合に実施されておりますが、ガイドラインにおいては必須事項とはなっておりません。

次に、御質問の２点目、事業者等が遵守すべき事項についてでございますが、遵守の基準については、一律に定義できるものではないことから、個々の計画に即して判断をいたします。具体的には、既存の地形や樹木等を生かしながら周囲の良好な環境に対する配慮について、また、不必要な樹木の伐採や造成工事がないか、近隣住宅等への影響はないか等について内容を確認し、事業者と協議をいたします。

次に、御質問の３点目、太陽光発電事業を規制する条例の制定についてでございますが、３月の一般質問において山本辰見議員からも同様の御質問があり、全国的には太陽光発電施設の設置を規制する自治体が出てきており、本町も研究を進めていく必要があるとお答えをさせていただきました。このことから、現在、担当部署にそれらの先行自治体において制定された条例がどのような趣旨で何を根拠にどのような規制を行うこととなったのかということについて研究をさせております。

次に、フードバンクについての御質問の１点目です。生活が困難になってしまった方の状況についてでございますが、知多福祉事務所をはじめ、福祉課及び美浜町社会福祉協議会と生活困窮者支援事業支援調整会議を毎月開催しております。生活困窮者からの相談件数は、コロナ禍において若干増えている状況であります。支援に向け検討を行っているところでございます。特に困窮されている方は、美浜町社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う困窮世帯を対象にした生活福祉資金の特例貸付け等を申請し、貸付けを受けている状況でございます。

次に、御質問の２点目です。生活困窮者への食糧支援についてでございますが、生活困窮者への食糧支援につきましては、知多福祉事務所及び美浜町社会福祉協議会につなぎ、食料の提供を受けております。

次に、御質問の３点目、フードバンクを開設する考えはありますかについてでございますが、近隣市町では、社会福祉協議会においてフードバンクが開設されており、美浜町社会福祉協議会においても開設に向け、調査・研究し、立ち上げの準備をされているところでございます。本町としましても、生活困窮者などのニーズ等の情報を共有して、フードバンク等の開設に向け、協力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○７番（大寄暁美君）

では、太陽光発電設備設置についてから順番に質問させていただきます。

町長に設置届出書を提出する際に添えられている地域住民等への説明用資料とは、どのようなものなのでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

主な説明用資料といたしましては、設置しようとする事業所の会社概要、それから太陽光発電事業の概要、施設の位置図や施設内のパネル等の配置図、こういったものとなっております。

○７番（大寄暁美君）

今お答えいただきました太陽光発電事業の概要とは、具体的にはどのようなことが書かれているのですか。

○環境課長（富谷佳宏君）

事業概要の主な内容といたしましては、施設の設置場所や面積、それからあと工事期間、それから発電の規模、使用するパネルやパネルを設置する架台、また周囲を囲うフェンス、こうした機材・資機材等の仕様書となっております。

○ 7 番（大嵯暁美君）

では、近隣の関係者の方たちには、事業の概要とか、位置とか、パネルとかいろいろなことをちゃんと説明されているということによろしいのですよね。

では、ガイドラインには、説明終了後に議事録等の内容が分かるものを町長に提出するものとすると思いますが、終了後、議事録等の提出はちゃんとありますか。

○環境課長（富谷佳宏君）

議員御指摘のとおり、議事録等はガイドラインに提出することをうたっているため、しっかりと提出をされております。ただガイドラインでは議事録等という表現でうたっておりますが、説明会の実施は先ほどの町長からの答弁もありましたが、必須ではないことから、事業者が対象者のうちを直接訪問し説明をする、こうした場合が多いため、実際のところは隣戸訪問の報告書という形で提出されている例がほとんどでございます。

○ 7 番（大嵯暁美君）

では、その議事の報告書から近隣関係者には全員回っているということは確認が取れているということでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

訪問した結果について報告書にはまとめられておりますので、確認はできます。

○ 7 番（大嵯暁美君）

答弁では、地域住民等の説明は発電施設の規模によって説明する対象等が異なるということでしたが、発電施設の出力が50キロワット以上または3,000平方メートル以上の発電施設は、ガイドラインが制定されてから何件建設されていますか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ガイドラインが制定された令和元年度以降では、37件となっております。年度別での内訳といたしましては、令和元年度が22件、それから令和2年度が15件であり、今年度、令和3年度についてはまだ設置はございません。

○ 7 番（大嵯暁美君）

説明会の開催については、事業内容の説明を受けた行政区等が説明会をしてという感じで依頼をして、それに事業者が応じた場合に実施されるということですが、その先ほどの37件のうち、説明会が実施されたのは幾つですか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ガイドラインにより周辺地域の住民向けに開かれた説明会というのは、令和元年度に2件開催されております。

○ 7 番（大嵯暁美君）

では、それらの説明会では住民からどのような意見や質問がありましたか。また、その意見や質問に対し、事業者はどのように対応したか教えてください。

○環境課長（富谷佳宏君）

質問につきましては、工事内容に伴うものが主でございましたが、住宅地のすぐ隣の場所から太陽光パネルを設置していく計画であったため、樹木の伐採を極力避け、緑地帯を設けてほしいという強い住民からの要望が出されました。その後、事業者においても検討を重ね、緑地帯確保のため、パネル位置の設置を変更したという事例がございます。

○ 7 番（大嵯暁美君）

では、今の説明だと、説明会を開いたことで住民からの要望が通って当初の計画が変わったということでしょう。

うか。

○環境課長（富谷佳宏君）

そのとおりでございます。説明会の中での要望を受けて事業者が計画を変更したということになります。具体的には、緑地帯を確保する部分の木を伐採することをせず、緑地帯を設けてからパネルを設置する、全体的に少しずらしてパネルを設置したという形に計画を変更したという内容になっております。

○7番（大嵯暁美君）

この説明会については、同僚議員からも話を聞いておりまして、参加した住民の方が要望が通ってよかったと喜んでいらしたという話を聞いております。事業者が丁寧な説明をして地域住民の不安や要望に対して、共に対策や解決方法を探ることによってよりよい関係づくりができるのかなと思いました。

では、このまま質問します。遵守すべき事項についてですが、答弁では、基準がなく、事業者と協議しながら進めているとのことですが、実際には、雨のときには道に土砂が流出したり、反射光により生活環境が変わってしまったと住民からの声を聞いております。環境保全、景観との調和、地域住民の生活環境の保全といった観点から、太陽光パネルは適切な設置が現状なされていると認識していますか。

○環境課長（富谷佳宏君）

太陽光発電施設は自然公園法、それから砂防法、農地法といった関係法令の許認可を得た上で現在設置されているということを考えますと、法令は遵守されており、適切であると考えております。

しかしながら、一方では、太陽光発電施設設置に関する議員御指摘のような住民トラブルが発生していることも現実として認識しております。

こうしたことから、本町においては御指摘のような景観との調和や事故等の防止、地域住民の良好な生活環境の保全を守ることを目的にガイドラインを制定し、これまで対応してまいりました。ガイドライン制定の意義は、町が事業者へ指導できるようになることであり、先ほど答弁させていただいたように、事業の計画変更につながられた、こうしたこともガイドラインを作成して実を結んだ一つの事例であると言えるのではないかと考えております。こうした努力を積み重ねてまいりたいと今後も思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大嵯暁美君）

大変厳しい質問だったかなと思って、ありがとうございます、お答えください。

条例制定については、現在、先行自治体の条例を研究中であるとのことですので、詳しい質問はできないかと思うのですが、最後の質問をさせてください。

条例によって規制をかけるということの意義は、自然環境や景観、住民の生活環境を守ることに加えて、太陽光発電事業を地域との共生を図りながら推進させていくことにあると思いますが、いかがですか。

○環境課長（富谷佳宏君）

深刻な地球温暖化が叫ばれている中、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、温室効果ガスを排出せず国内で生産できる貴重な低炭素のエネルギー源ということは、町としても認識しておるところでございます。しかし、よいことばかりではないというのが現実でもありまして、太陽光発電施設に関するトラブルが発生しておるということも事実であります。

条例制定を考えるに当たっては、必要以上に個人の土地利用に制限をかけることなく、議員御指摘のとおり、地域の自然環境や生活環境を守ることに加え、太陽光発電事業を地域との共生を図りながら推進すること、つまり住民理解を深めることであると思います。

このため、先ほどの町長よりの答弁のとおり、現在では、先進事例の研究を進めているところでございますの

で、よろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

条例を制定するというのはとても難しいことかと思いますが、条例を制定することでやみくもに事業をやめさせるのではなく、事業の企画や設計段階から地域と密接に連携を図り、住民の意見を聞いて、時には事業の見直しをするなど、事業者が地域と調和を図りながら事業を進めることで住民の理解が得られ、地域との共生の上で継続的な事業が推進できると思っております。ぜひ美浜町に合った実効性のある条例制定に向けて進めていただければと思います。

続いて、フードバンクについて再質問いたします。

答弁にありました社会福祉協議会が受け付けている生活福祉資金の特例貸付け、緊急小口資金、総合支援資金の利用状況を把握されていますか。件数等が分かりましたら教えてください。

○福祉課長（三枝美代子君）

こちらで美浜町社会福祉協議会に問い合わせたところ、令和3年3月末現在の緊急小口資金の貸付け延べ件数は63件、総合支援資金の貸付け延べ件数は34件でございました。

申請世帯の状況といたしましては、いずれの場合も単身世帯が一番多く、次いで外国籍の方だったということでした。

○7番（大寄暁美君）

2つの貸付けが併用できるということを聞いておりますので、単純に件数を合計したものが人数ではないとは思いますが、美浜町でも多くの方がコロナで生活が苦しくなっているのだなと思いました。新型コロナウイルスの感染拡大が例えば1人収入に頼っている単身世帯や雇用が不安定であろうと想像できる外国籍の方に多大な影響を及ぼしていると感じました。

では、次の質問に移ります。

現在の困窮者への食糧支援について、もう少し詳しく聞かせてください。

まずは、困った方はどこへ申し出ているのですか。

○福祉課長（三枝美代子君）

食糧支援の申出については、知多福祉事務所及び美浜町社会福祉協議会、美浜町役場福祉課が窓口になっております。役場福祉課窓口での申出につきましては、知多福祉事務所及び美浜町社会福祉協議会へつなぐことになります。美浜町社会福祉協議会では、一般社団法人の日本非常食推進機構との覚書を、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋と協定を結んでおり、一時的な食品の提供、援助を行っていただいております。

○7番（大寄暁美君）

1年間の件数、ここへ来たり、社協へ来たりということで、美浜町で困っている方は何件ぐらいあったのですか。

○福祉課長（三枝美代子君）

美浜町社会福祉協議会の支援状況をお聞きしましたところ、令和2年度は6件で、全て単身世帯だったということでした。

○7番（大寄暁美君）

現在のやり方だと、知多福祉事務所につないで食糧支援をしているということなのですがけれども、そこには多分半日とか1日とかある程度のタイムラグが発生するかと思います。例えば今夜食べる物がなくなるとかいつ夕方くらいいらっしゃる方はいますか。その場合どのように対応されていますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

今までにそういった場合があったときにですが、取りあえずすぐ食糧支援が必要な場合は、こちらとしても知多福祉相談センター及び美浜町社会福祉協議会に問合せをするのですが、やはりそういったところについてはすぐに用意ができないという場合もございますので、福祉課において2日間ほど食料を調達して何とかお渡ししまして、その後、知多福祉センターや美浜町社会福祉協議会においてまとまった食料の用意が整いましたらお渡しをしておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

現在、フードバンク開設に向けて調査研究、準備をされているそうですが、問題点や課題などありましたら教えてください。

○福祉課長（三枝美代子君）

問題や課題についてですが、美浜町の社会福祉協議会の担当と話をしまして、フードバンクの開設に向けた問題としては、冷蔵や冷凍食品、生鮮食品、野菜などの保管場所の確保、それから管理に係る予算、人員などがございます。

また、フードバンク、フードドライブ、フードパントリーなど、形態が様々であるため、どのような形態で設立するかが課題となっております。

○7番（大寄暁美君）

今お話にありましたフードバンク以外にフードドライブ、フードパントリーという話が出たのですが、その特徴的な違いとかを教えていただけたらと思います。

○福祉課長（三枝美代子君）

初めに、フードバンクでございますが、寄附された食品を銀行のように集め、食べ物を必要としている人に配布する活動・団体のことを言います。フードバンクでは、食品の収集・保管・管理・配布までの一連の活動全般を行っております。

次に、フードドライブでございますが、家庭などで食べ切れない余っている食品を持ち寄り、施設、地域の福祉団体、フードバンク団体などに提供する活動のことを言います。フードバンクが食料などを集める一つの手段でもあります。

最後に、フードパントリーでございますが、生活困窮者やひとり親家庭など、何らかの理由で十分な食事を取ることができない状況の人々に無料で食品を配布するための地域の拠点活動のことを言います。主にフードバンクに集まった食品やフードドライブで持ち寄られた食品がフードパントリーに提供されていると聞いております。

○7番（大寄暁美君）

仕組みの中で名前が変わっている部分があるということなのですね。

では、開設に向けて食品の保管や資金、人員など、様々な問題点や課題があるということが分かりましたが、これらの問題解決に向けて町としてできること、支援することは何か考えていますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいま大寄議員がおっしゃられたとおり、食料の保管場所の確保や予算や人員、フードバンクの形態、内容など、事業全体について美浜町社会福祉協議会と他市町の状況も聞きながら協議・検討してまいりたいと思います。そしてフードバンクのような仕組みを早期に開設に向け、社会福祉協議会と協力してまいりたいと考えております。

また、開設された暁には、食料の収集など、広報はまやホームページ、メールによる協力を考えております

ので、よろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

今回、開設には多くの課題があるということが分かりました。ただまだ食べられる食品を一番よく世界の中で日本が捨てているというこの状況の反面、明日にも食べる物が無いという人たちがいて、このコロナの影響でその格差がさらに開いております。ぜひ一日も早くフードバンクが我が町にできて、食べることに困っている方に迅速に食品が渡せるようにお願いして、ちょっと早いですが、質問を終えます。ありがとうございます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席に戻ってください。

〔7番 大寄暁美君 降席〕

○議長（横田貴次君）

これをもちまして、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、6月12日から6月14日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

異議なしと認めます。よって、6月12日から6月14日までの3日間を休会することに決定しました。

来る6月15日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時38分 散会〕

令和 3 年 6 月 15 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 3 年 6 月 15 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 議案第 30 号 事務用タブレット端末物品売買契約の締結について

日程第 2 議案第 31 号 財産の取得について

日程第 3 議案第 32 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議案第 33 号 令和 3 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 34 号 令和 3 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 発議第 1 号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 7 発議第 2 号 コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番 山 本 辰 見 君

2 番 鈴 木 美代子 君

3 番 森 川 元 晴 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 廣 澤 毅 君

7 番 大 崎 暁 美 君

8 番 中須賀 敬 君

9 番 横 田 貴 次 君

10 番 荒 井 勝 彦 君

11 番 大 岩 靖 君

12 番 横 田 全 博 君

13 番 野 田 増 男 君

14 番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23 名）

町 長 齋 藤 宏 一 君

副 町 長 八 谷 充 則 君

教 育 長 山 本 敬 君

総 務 部 長 杉 本 康 寿 君

厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君

産 業 建 設 部 長 宮 原 佳 伸 君

教 育 部 長 夏 目 勉 君

総 務 課 長 大 松 知 彰 君

秘 書 課 長 中 村 裕 之 君

企 画 課 長 戸 田 典 博 君

防 災 課 長 富 谷 佳 成 君

税 務 課 長 小 島 康 資 君

住 民 課 長 藪 井 幹 久 君

福 祉 課 長 三 枝 美代子 君

健康・子育て課 下 村 充 功 君

環 境 課 長 富 谷 佳 宏 君

産 業 課 長 三 枝 利 博 君

建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君

都市整備課長 平 野 和 紀 君

水 道 課 長 宮 崎 典 人 君

会 計 管 理 者 久 綱 勇 君

学校教育課長 近 藤 淳 広 君

生涯学習課長 山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 谷 川 雅 啓 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和 3 年美浜町議会第 2 回定例会 4 日目を迎えました。関係各位の皆様の定例会への御出席に感謝申し上げます。

本日の議案質疑、明日の各常任委員会における議案審査について、議員各位の皆様の慎重なる審査を心からお願い申し上げます。

さて、本定例会の日程も若干変更をさせていただきながら現在、実施されている新型コロナウイルス感染症のワクチン接種であります。6 月に入り、昨日まで総合公園体育館で 4 日間、保健センターで 4 日間、町内 2 か所の病院においてそれぞれ 6 日間ずつ 2 つの病院を合わせて、日数にして約 12 日になりますが実施されています。20 日間の接種を実施していただいているわけではありますが、6 月は、日曜日・火曜日を除きほぼ毎日、町内で実施されていることになっています。また 7 月においては 16 日までに延べ 12 日間の接種の予定がされています。5 月 18 日から再開した予約受付では、65 歳以上の高齢者の方対象で、約 4,600 名の受付をいただいているようです。

この中で電話予約が 2,200 名、ネット予約が約 2,400 名ということで、ネット予約の方が電話を上回っていることとなります。改めて美浜町の高齢者と若い世代とのつながりがこういったところに表れていると感じています。

今後町内で、ワクチン接種が進むのに比例して、ワクチン接種に従事される関係者の皆様の体力の消耗、疲労の蓄積がとても心配されています。改めて関係者全ての皆様の御労苦に心から敬意を表するとともに、少しでも円滑にワクチン接種が行われるよう我々も議員として、町民の皆様に寄り添った状況説明、また安心してワクチン接種に向かえるような後方支援策に全力を尽くしてまいりたいと考えています。議員各位の皆様には、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものであります。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで議員の皆様にお諮りしたいと思います。大岩靖議員から、6 月 9 日の会議における発言について、会議規則 63 条の規定によって、その表現が誤解を招く内容であったとの理由により、お手元に配付しました発言撤回申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、大岩靖議員からの発言取消し申出を許可することに決定しました。
それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第30号 事務用タブレット端末物品売買契約の締結について

○議長（横田貴次君）

日程第１、議案第30号 事務用タブレット端末物品売買契約の締結についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより議案第30号 事務用タブレット端末物品売買契約の締結についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２ 議案第31号 財産の取得について

○議長（横田貴次君）

日程第２、議案第31号 財産の取得についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。3番 森川議員。

○3番（森川元晴君）

まず、委員会付託がないということが基本的に反対ということになりますが、この取得の件に関しましては、事前に既に今まででも議会で質疑されてきた産廃と問題の土地と言われて、用途はここに書いてあるように、総合公園拡張事業の用途を果たすということで土地が必要なのかもしませんが、現時点で展望台じゃなくて、多目的広場を造られるのか、それは分かりませんが、もう少し明確にしていきたいと思いますということと、やはり町民の人がこの取得に対して納得するとはどうしても思えず、反対をさせてもらいたいということとであります。この契約書にうたわれている内容の中で、1点ちょっと疑問に思っているのが、この土地の地主の人に対しての瑕疵保証というのか、本来でいけば、きれいな土地にして、町が買うというのが筋ではないかなと思っているのですけれども、あえて触れないような土地を購入するということは非常に後から問題が生じるのではないかなと思っています。というような内容で反対とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

ほかに反対討論ございますか。1番 山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

ただいまの森川議員の討論とよく似ておりますが、実は議案質疑の通告をしていなくて、本当は質疑して答えをもらったほうがよかったと思うのですが、あえて討論の中に含めて、反対の立場で討論します。

一つは、私たちは問題があるという言葉を使うが、それはやめてほしいと。課題があるということで、課題のある土地を無理やり購入する、このことについて、町民の税金を投入することは町民にどう説明できるのか。私は町民の方から理解を得られないのではないかと考えています。

そして、この土地の地主さんは課題のあることを当然知っていたと思いますけれども、美浜町はどの時点で確認できたのか。前の町長さんのときは、町は知らなかったと。買うことになってから調べて初めて分かったということですが、そういうことの経過がありますが、実は地元の一部の方からは、うわさというか、流れてきた話で、当然そのことは地元は知っておったと。町の職員が知らないわけがないという指摘もされてきたと、これまでの討議でもあったかと思っています。

それから、もう一つは、当初の計画であった硬式野球場を含む野球場2面を想定していると。そして、隣の第1グラウンドと併せて、少年野球、少年とは言いません、野球大会を開催する、こういう当初の計画が御破算になっても、まだ強引に買うことになる。これも併せて、町民の理解を得られないと思います。

もう一点は、購入価格が問題のなかった、先に購入している周辺の価格と比較して相当に値引きしてあるのかどうか、これは説明がありませんから分かりません。私は、安ければいいのかとそういう立場でもありませんから、本来買うべきじゃないところの一面を含めて、私は、面積が必要だったらそこは残して、別な場所、その周辺のところを買うべきだという提案もしたことがあります。そういうことも含めて4点ばかり指摘しましたが、それでも、反対とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

山本議員、質疑に似た発言がございましたが、内容的には質疑ではないということによろしいですね。確認させていただきました。

そのほか反対討論ございますか。

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第31号 財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第32号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第32号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託したいと思います。

日程第4 議案第33号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第33号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第6 発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（横田貴次君）

日程第6、発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。11番 大岩靖議員、説明願います。

〔11番 大岩靖君 登壇〕

○11番（大岩 靖君）

発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について説明します。

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出、提出者、美浜町議会議員、私、大岩靖。賛成者は、森川元晴議員、山本辰見議員、中須賀敬議員、野田増男議員であります。

次に、提案理由でございますが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に関わる産前産後の欠席期間を規定する必要があるためであります。

なお、規則改正に当たっては、議会運営委員会で十分に協議をして合意に至ったもので、議会運営委員会全員による提出となりましたことを申し添えさせていただきます。

以上、慎重な御審議をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第2号 コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める意見書について

○議長（横田貴次君）

日程第7、発議第2号 コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 山本辰見議員、説明願います。

〔1番 山本辰見君 登壇〕

○1番（山本辰見君）

おはようございます。

発議第2号 コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める意見書について。

コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出、代表提出者、美浜町議会議員、私、山本辰見です。同僚の鈴木美代子議員にも提出に賛同していただきました。

提案理由は、国に対して、これまでの姿勢を転換し、コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める必要があるからであります。

本文裏についてはそんなに長くないので、内容の紹介も含めて読み上げさせていただきます。

意見書（案）。

感染拡大の第4波は、東京、大阪だけでなく全国に広がり、感染者も重症者も増え続けている。感染力が強く重症化のリスクも大きいとされる変異株の広がり、医療危機とそのもとで入院も治療も続けられない患者の急増、長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機などが深刻になっている。緊急事態宣言が延長・拡大され、まん延防止等重点措置も広がっているが、問題は対策の中身である。これまでの延長線上では、コロナを封じ込めることはできない。

ワクチン接種が始まりましたが、感染防止の社会的効果が得られるまでには一定の時間がかかります。しかも、ワクチン接種自体が、5月20日時点で日本は世界で128位と大きく立遅れている。迅速なワクチン接種は極めて重要であるが、他の対策と一体に進めてこそ、感染を封じ込めることができる。

国に対して、これまでの姿勢を転換し、コロナ封じ込めを戦略目標に据えることを強く求める。そのため以下の対策を強化することを求めるものであります。

1 ワクチンの安全・迅速な接種のために、実態に即したロードマップ（行程）を示すとともに、安定したワクチンの供給と接種を行う自治体への万全の支援という、国の責任を果たすことを求める。

2 高齢者施設・医療機関などに対する社会的検査を抜本的に拡充するとともに、無症状者に焦点を当てたPCRの大規模検査で感染を封じ込める。

3 自粛要請などで打撃をこうむっているすべての中小企業、個人事業主、労働者に対して十分な補償と生活支援を行う。

4 命を救うために医療機関への減収補填、医療体制への支援を強化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月15日、愛知県知多郡美浜町議会。

裏面ですが、提出先でございます。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣、実際には新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進担当大臣でございます。

あえてこの問題を提起したのは、ワクチン接種は、今日、議長の報告にもあったように、相当めどがついてきましたというか、最終的にはまだかかりますが。ところが、国も、愛知県においても、ワクチンのことだけにすごい力を入れて、いわゆる高齢者の施設などの、先ほどは無症状という表現をしましたが、とりわけ高齢者の施設の職員なんかでもPCR検査を受けていない状況なものですから、そこを何としても推進していただきたいと、そういう立場からあえて項目は少し広がりましたけれども、こういう提起をさせていただきました。ぜひ同僚議員の皆さんの賛同を得て、国に意見を上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 中須賀議員。

○8番（中須賀 敬君）

今の意見書案を山本議員が読み上げてくださいますして、読み上げた後に説明がありました、最後に。高齢者施設や何かの職員の方がPCR検査を受けていないという説明がありました、意見書は、あくまでもその説明はなく、このまま紙というか、文書として出るわけですので、何点が質問させていただきます。

まず一つ目が、上段のところで、対策の中身に問題があると。これまでの延長線上ではコロナを封じ込めることはできないと断定しておりますが、その根拠を示していただきたいと思います。

2番目に、5月20日時点で128位だと説明をされておりますが、今はもうちょっとよくなっているという発言がありましたが、それはここの中には一切表現がありませんので、その点はどのような点かという点。

もう一つが、国に対して、これまでの姿勢を転換して、コロナ封じ込めを戦略目標に据えることを強く求めるということですが、私からすると、多少スタートが遅かったとか、ばたばたした部分はあったと思いますが、今の国の姿勢は改める必要はないと思いますが、これまでの姿勢を山本議員はどのように理解しているのかをお尋ねします。

あと最後に、無症状者に焦点を当てたPCRの大規模検査とありますが、文書の上にもあるように、医療危機という言葉があったりします。実際に医療機関の方々は非常に大変だと思います。重症患者がなかなか減少していかない中で、大規模なPCR検査を求めることは医療機関へのさらなる負担増になるのではないかと思います、いかがお考えですか。

以上の4点、お願いいたします。

○1番（山本辰見君）

1つ、2つは重なりますので、4か所ということではありません。国の今のままの対策では大変な状況になると。そのことをどう捉えるのか。先ほど私、最後の補足で説明しました、言葉悪く言うと、ワクチン接種、もちろん国はワクチンそのものの供給の責任があります。打つのは自治体になっているわけですが、そこに重点が置かれて、例えば広島だとか岡山で頑張って、併せてPCR検査を希望のところ、高齢者の方々にやっている。その辺が国の姿勢は全く受け止められない。国会の質問なんかを聞いておってもそういうことです。そのことを指摘して、いわゆる無症状者全員をやれということではありません。特に心配なところについては、ワクチンも相当やってもらうのですが、検査もして大丈夫だと。あるいは、そこから、私の一般質問でも答弁があったように、無症状者の方にも検査したところ、一定の陽性者を発見できたというか、その後対応できたという答弁もありました。そういうことから、そのことが大事ではないかなと思っているわけです。

それから、もう一つ、高齢者の問題でいきますと、愛知県全体でも、まだ該当する施設の方々の申込み自体が半分ぐらいの規模だと。それぞれの思いがありますから、全部が必ずやるべきだということは言えませんが、まともっと力を入れて検査をしていただく動きをしなければならないと思います。

もう一点……。

○議長（横田貴次君）

山本議員、4項目質問があったと思うのですが、この項目に対する答弁はこうですという形で進めていただかないと。

○1番（山本辰見君）

4点目にありましたPCR検査をだあっとやることは、ワクチンの接種で苦勞している医療機関、医療従事者に対して相当負担があるのではないかということの指摘がありましたけれども、これは全員にやりなさいということ要望しているわけじゃなくて、国が考えて、では、どこから重点的にやっていくかということですから、例えば国民1億何千万人を全部やりなさいと、そういう要望をしているわけではありません。だから、これはやる側が考えて、どういう段取りでやれば、ワクチンのこととPCR検査を併せてやれるかというのは検討の上で、いわゆるロードマップみたいなのが出されると思っています。出してほしいと思っています。

○8番（中須賀 敬君）

いろいろお話しになりましたが、回答は一個もないのかなという感じで、繰り返しますが、対策の中身が問題だから、要は封じ込めることはできない。だから、それができないまでの間、多分PCR検査を重点的にやることだと山本議員はおっしゃっているのだと思いますが、私は、ここまできたら、ワクチン接種をとことん進めて、できる限り早く速やかにとは思いますが、PCR検査を1度やっても、それはその時点での結果しか分かりませんから、例えば高齢者施設の方全員にPCR検査をやったとしても、その段階でのことしか分かりません。そうすると、その施設の方々にどのタイミングで、どの間隔で継続的に検査を続けるのかということをししないと、効果が分からないと思います。

それで、これまでの姿勢を転換しということにもお答えいただいておりますし、5月20日時点が世界で128位だったということで、遅れている状況は記載がありますが、では、現在どうなのかということに対しては御答弁ありませんでしたので、そこをもう一度お尋ねしたいと思います。

○1番（山本辰見君）

上手に答えられなかったので申し訳ありませんが、先ほどの国の今のやり方では、これはコロナを封じ込めることはできないと言ったのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、ワクチンの問題はワクチンの問題、検査の問題を別途手を打たないと駄目ではないかということを指摘しました。そのことが、この今までのやり方ではという中身でございます。ですから、もっと全体を見通した対応策を取ってほしいということでございます。

それから、済みません、5月20日時点での128位というのはここには書いてありますが、現時点での順位が多少上がったのかどうかというのはまだ分かりませんが、でも、テレビのニュース等ではいいますと、相当、特に先進国の中から、アジアの中でも低い位置にあると思います。多少上がってきました。ワクチンが65歳の人に30%とか、2回目はまだ2%、3%という数字ですので、順位についての正確な報道はできませんが、ほかの国からも、今ヨーロッパで会議が開かれていますけれども、日本が遅れているというのは本当に他の国からも指摘されていると思います。とりわけオリンピックに関係するところなんかは、日本は大丈夫なのかということで、ちょっと外れますけれども、日本に来ることになっている関連する国の……

○議長（横田貴次君）

外れております。

○1番（山本辰見君）

そういうことも出ていないのは、そこにも影響していると思いますので。正確な数字は今ここに持ち合わせていません、済みません。

○議長（横田貴次君）

あと、PCR検査を具体的に実施していくのに、間隔だとか、回数だとかという質問がありましたが、その件に関してはいいですか。

○1番（山本辰見君）

済みません。特に高齢者施設の従事者の方々については、1週間に1回程度、6回ぐらいまでは続けてもらいたい。いわゆる1回打てばいいではなくて、それは国、県がきちっと補助金を出しますと、負担はありませんという立場で、今、高齢者施設の従事者、私たちは、併せて医療機関は、美浜町でなく、県がやっているわけで、医療機関の従事者も含めて、そういう形で今指導しているところです。

○議長（横田貴次君）

8番 中須賀議員、最後の質問になります。

○8番（中須賀 敬君）

3回目の質問となりますので、これで最後になりますが、ただ、やはりどうしても気にかかるのが、国が予算を払えばいいだろうとか、国が予算を持つべきだという話が今最後に出ましたけれども、でも、例えば山本議員自身が、あるいは私自身がPCR検査を行う側に回れるのであれば、それは議員の努力で幾らかでも進むかもしれませんが、医療機関にこれ以上の負担を強いるのか、どうなのか。それが重荷になるのではないかという質問にはお答えいただいていないので、最後にお尋ねしたいと思います。

○1番（山本辰見君）

私は、国全体としてはそういう方向ではないですが、自治体によってはPCR検査を積極的に取り組んでいるところ、先ほど紹介しました広島県だったか、広島市だったか、ちょっと正確なあれはないですけども、自治体によってはPCR検査を積極に進めているところもありますから、方向を示せば、これを先ほど全員がやったら大変なことになるという言い方をされて指摘されましたが、そういうことなく、そういう方向も併せて持つべきだと。いわゆるPCR検査とワクチンを両方進めるべきだという立場で、PCR検査の対応をそこも進めてほしいという要望でございます。上手な答弁になりませんでしたが、よろしくお願いします。

○議長（横田貴次君）

他に質疑ありませんか。

○12番（横田全博君）

るる御答弁いただいておりますけれども、分かりません、私、申し訳ないです。勉強不足なのを痛感いたしました。

PCR検査については、3月に健康保険で無料でできる制度が進んでいるはずでございます。それと、今全世界が取り組んでいるのは、ワクチンをどのように早く確実に国民に打つかということが一番重要な点だと。これは世界の認識でございます。このコロナを封じ込めるには、最終兵器としてそれしかない、出口戦略としてはそれしかないというのが常識になっております。その中で、そんなものはいいかからPCRというようなとまでは言ってもらっちゃならないけれども、そういう雰囲気の意見書を出されるのはいかなものかなと思っておりますけれ

ども、その辺どう思われますか。

○1番（山本辰見君）

くどういのですけれども、私はワクチンのことを一つも否定はしていませんし、ワクチンはさらに進めるべきだと思っています。今日のニュースでも、ヨーロッパでしたか、40億回とかそういうすごい数字のワクチンを供給するべきだというのがあります。そのことはいささかも否定しておりませんし、むしろ頑張ってやっていきたい。これは美浜町でも本当に頑張っているということを評価します。

ところが、例えばオリンピックに関連してとか、飛行機で出る、入る場合は必ずオリンピックで国に入る人たち、選手とかスタッフは、ワクチンを打ってきましたかだけではなくて、必ずPCR検査で確認をするということになっていますから、人の流れの中では、これはなくていいとか、無視してもいいという立場では全くないと思っています。ですから、そこにも力を入れるべきだというのが、私の今度の取り上げた中身でございます。ワクチンのことは、むしろワクチンは安全で迅速なということも最初に表現しています。その後で、後でというか、次の項目として、国が抜本的に全体を見直すべきだという立場でございます。

○議長（横田貴次君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。13番 野田増男議員。

○13番（野田増男君）

チャレンジMIHAMAを代表しまして、反対の立場から討論いたします。

提案者の思いを全面否定するものではないことをまずもお伝えしておきたいと思います。提案がそれぞれ実現できれば、それは国民にとって有意義なことであるということに異論を唱えるものではありません。しかし、有意義なことと優先してなすべきことの間には明確な違いがあると考えております。そして、今何が最優先されるべきかを問われれば、それはワクチン接種であります。あれもこれもと手を広げたのでは、その効果は分散してしまいます。今は、国、地方自治体はもちろんのこと、医療従事者等々の協力を得ながら、検査よりもワクチン接種に力を集中すべきであると考えから、提案者の意見書には反対の立場を表明いたします。

○議長（横田貴次君）

他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第2号 コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援等への対策の強化を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、6月16日から6月21日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、6月16日から6月21日までの6日間を休会することに決定いたしました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る6月22日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前9時40分 散会〕

令和 3 年 6 月 22 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 3 年 6 月 22 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 5 号）

日程第 1 議案第 32 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 33 号 令和 3 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 34 号 令和 3 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 4 議員派遣の件

日程第 5 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	山 本 辰 見 君	2 番	鈴 木 美代子 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	廣 澤 毅 君
7 番	大 寄 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て課	下 村 充 功 君	環 境 課 長	富 谷 佳 宏 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	宮 崎 典 人 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 谷 川 雅 啓 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和 3 年美浜町議会第 2 回定例会もいよいよ最終日を迎えました。関係各位の皆様の定例会への御出席に感謝申し上げます。

先週 6 月 16 日には各常任委員会が開催され、午前中に総務産業常任委員会、また午後に文教厚生常任委員会の開催となりましたが、議員各位、執行部関係各位の皆様の御協力により、日程を変更する中、慎重なる議案審査を実施していただきました。改めて皆様の御理解、御協力に心から感謝申し上げます。

6 月に行われておりますワクチン接種においては、65 歳以上の方対象ということで、徐々に対象年齢が低くなってまいりました。私も、地域の皆様からワクチン接種のスピーディーな会場運営に対する称賛の声が多く寄せられています。受付から本当に接種までの間、時間も短く、動きも大変スムーズであったということで、大変お褒めの言葉が多く寄せられているということを御報告したいなと思います。

特に心に残っておりますのは、最初のワクチン接種票を封筒で受付で出すときに、ワクチンを受ける方も周りの雰囲気を見て、物を落としたりしないように上手に票を出せるだろうかという、やはり団体の中の自分 1 人の立ち位置で、言葉を選んで言うなら上手にできるかなと、周りの人に迷惑かけないようにワクチン接種が受けられるかなという気構えでお越しになる人もいらっしゃいました。そんな中で、受付にいる町執行部の行政の職員の皆さんから、すぐ手に取っていただいてスピーディーに封筒から出していただくなど、大変きめの細かいお助けをいただいたということで、こちらの声も多くいただいております。

今後またもっと低年齢の皆様に接種が進んでいくと思いますが、このうまくいってる状況をしっかりと皆さんで検証した上で、このワクチン接種、皆様の御協力により乗り越えていきたいなと思います。関係各位の皆様に改めて敬意を表するとともに、我々議会としてもできること全ての後方支援策、何がよいのかを考えながら、新型コロナウイルス感染症の終息に向けた努力を積み重ねていきたいなと思っておりますので、議員各位の皆様また関係各位の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第32号 令和３年度美浜町一般会計補正予算（第２号）

○議長（横田貴次君）

日程第１、議案第32号 令和３年度美浜町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る６月16日午前９時より、役場３階大会議室におきまして、委員全員出席の下、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第32号 令和３年度美浜町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、水産業振興費、水産業振興事業、海苔養殖食害防止対策事業補助金は何を行う補助金かとの質疑があり、ノリ養殖で発生する食害を防除するための補助金で、防除網等設置に要する費用である。県の補助金が２分の１で、野間漁協が２分の１を負担するとの答弁がありました。

また、庁舎管理事業、修繕料100万円ですが、雨漏り対策と聞いたが、具体的にはどこの場所かとの質疑があり、今年度の一般修繕の修繕料は確保していたが、年度当初より様々な修繕が重なり、緊急修繕に対応するため、枠取りで計上したものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る６月16日午後１時より、役場３階大会議室において、委員６名出席の下、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第32号 令和３年度美浜町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、児童福祉総務費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の対象となる範囲と人数はとの質疑があり、対象となるのは、ひとり親世帯では、児童扶養手当支給者、公的年金等受給者及び児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計の収入が急変して、収入が児童扶

養手当を受給している方と同じ水準になった方。そして、その他の世帯では、令和３年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和３年度分の住民税均等割が非課税である者と、18歳年度末までの子の養育者で、令和３年度の住民税均等割が非課税である者、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計の収入が急変して令和３年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者である。人数は329名分を見込んでいるとの答弁がありました。

また、歳入、雑入、指定ごみ袋売却代金はどのような袋の分かとの質疑があり、歳出で計上した指定ごみ袋作成委託料の収入分で、プラスチック製容器包装用の45リットルと30リットル、ミックスペーパーの30リットルの３種類の袋で、その売上代金分であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 令和３年度美浜町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する各常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２ 議案第33号 令和３年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（横田貴次君）

日程第２、議案第33号 令和３年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第33号 令和３年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、配水設備新設改良費4,000万円の補正が計上されているが、新たに引くものなのか、給食センター前の給水管が破裂した関係の工事なのかとの質疑があり、今回の工事は、町民の森から農免道路に下りてきたところから恋の水神社の方へ400メートルくらい行った地点から約230メートル施工するもので、もともとそこには、奥田、野間地区へ向かう400ミリの本管が入っており、耐震管に替えていくものである。給食センター前は、河和方面への耐震化工事である。今回、追加で補助金を頂けるという話があり、それに見合う部分を進めていくものである。最終的には、知多奥田駅の前を通過して、野間小学校のところまで通じているが、今回は農免道路の一部を施工するものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（横田貴次君）

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第5 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（横田貴次君）

日程第5、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とする

ことに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和３年第２回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた議案第30号 事務用タブレット端末物品売買契約の締結についてをはじめとする全議案につきましては、いずれも慎重審議の上、御承認いただいたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございました。

まだこの先も梅雨空が続くものと思われませんが、議員の皆様方には、体調を崩すことなく、各方面における一層の御活躍を御祈念申し上げ、また、町職員も挙げてコロナ対応を取ってまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

これにて令和３年第２回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前９時19分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月22日

美浜町議会

議長 横 田 貴 次

議員 森 川 元 晴

議員 大 寄 暁 美